

(三二〇一)

願王院瑞龍拜之儀、昨日得御意候所、来ル廿一日相成候旨御用人衆より別紙三通之通申来候間、宜御取扱可被成候、以上

四月十七日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎様 入江忠八郎様 加藤孫三郎様

(三二〇二)

願王院瑞龍等参拝ニ付、歩伝馬之儀、昨日申達候所、別紙之通来ル廿一日、晴雨不拘参拝之筈、其筋より申出候条、御申合宜御執計可被成候、尚又御賄之儀別紙之通ニ有之候条、是又入江忠八郎方へ御達之儀旁宜御執計可被成候、以上

四月十七日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門様

(三二一)

覚

一、案内同心 貳人 一、出家 貳人

一、侍 四人 一、徒 貳人

一、下人 拾三人

右、明十九日願王院瑞龍参拝ニ付、馬場・太田両村之内ニ而御賄相濟候様仕度申出候所、今十七雨(日脱カ)天にて 御祭礼ニ渡御御延引ニ相成候付、来ル廿一日晴雨ニ不拘参拝仕候旨、此段御代官方江御断可被下候、以上

巳四月

御宮

(三二一)

*馬場(村) ばば村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市馬場町。里川の西にあり、水戸から棚倉への街道筋にあたる。

*渡御 ときよ。神社の神輿(みこし)が進むこと。神輿が神社を出て氏子中を回ること。

寺社御奉行所

四ヶ坊

(三二二一)

以廻状得御意候、扱下栗崎村久吉与申者離馬捕置候旨、別紙之通訴出候間、御扱下々へも宜御達可被下候、此段得御意候条御順達可被下候、以上

三月八日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(三二二二)

以書付御訴申上候事

一、黒鹿毛馬壹疋 甚老馬せい式三寸位

但、馬道具古轡ニ繩手綱荷鞍骨古物たはさみ藁ニ而拵え候ヲかけ

右之馬、去ル五日夜四ツ半時村方義三郎与申もの屋敷江参り、麦作あらしヲ見付、隣家久吉与申もの呼捕置、早速我等方江申出有之候所、隣郷よりも尋等も有之哉と奉存候而指置候所、何れよりもいた尋も無之候間、右之段御訴申上候、以上

文化六年巳三月

栗崎村

庄屋

人見次郎兵衛

善左衛門

勘兵衛

藤五郎

御郡御奉行所様

(三二二二)

*栗崎村 くりざき村(茨城郡)。浜田組に属する。現水戸市栗崎町。水戸藩の稗舎が置かれた。

(三三三一一)

扱下吉沼村彦六与申者宅江去ル十四日夜盜賊忍入、別紙之品々被盜取候旨訴出候間、御申合いたし質屋等寄々吟味仕候段、御奉行衆へも申出候間、大御山守・御山横目等へも御触流被下候様致度、此段得御意候、御覽御順達可被下候、以上

三月十八日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(三三三一二)

以書付御訴申上候事

一、錢箱壹ツ 但、式朱鏢式貫文余

一、白木綿はし切 壹品

一、ちくさ切 同

一、黒切 同

一、手拭しほり 拾品程

メ拾四品

右ハ、去ル十四日夜村方彦六居宅裏土台下穴掘忍込、見せ戸棚江指置候品々被盜取候所、其夜ハ存不申候、翌朝見付驚申候二付所々相尋候得共、更ニ手掛無御座候付、今朝当人申出御座候付右之段御訴申上候、以上

文化六年巳三月

吉沼村

庄屋

善衛門

組頭

(三三三一二)

*吉沼村 よしぬま村(茨城郡)。浜田組に属する。現水戸市吉沼町。

御郡御奉行所様

三人

(三二四)

以書付致啓達候、然者南部廻米等積船沖合にて破船いたし、前浜・馬渡両村境へ(本端)こッは二相成打寄七候二付、磯崎江罷出居候競馬立合之支配取片付為致候所、御支配兩人競馬二付御指出之所、右船片付之節甚心配二相成候由、御序之砌宜御達被下候様致度、此段可得御意如此御座候、以上

四月十一日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

(三二五)

水木村異国舟番所行灯等出来候様二との御断申出候所、右者石神役所二而取扱拵候様、御奉行衆より御達候事

但、御断御奉行衆へ出候所、古物ハ吟味方へ相納、挑灯ハ其役所二而出来候様御達、御断ハ御下

ケ候事

一、金沢村帳外幸介等御大赦御達書六枚写分御廻申候、本書ハ返上二相成候間、左様御承知可被成候、以上

右式行受払方より四月十五日頭書二而申来候事

(三二六)

以書付致啓上候、然ハ会瀬村清八後家なを飢人御扶持御申出候通御濟口之旨、去ル廿日御奉行衆より御達御ざ候間得御意候

一、久慈村之もの水死一件御申出之通、別紙御下ケ御達御ざ候間御廻申候

(三二四)

*南部廻米 南部盛岡藩(一〇万石)から大阪へ輸送される年貢米のこと。

*前浜村 まえはま村(那珂郡)。浜田組に属する。現ひたちなか市前浜。製塩業が盛んだった。

*序之砌 ついでのみぎり。ついで

右之件々得御意度如斯ニ御座候、已上

四月廿二日

直次郎

孫三郎様

権蔵

(三二七)

来状末五枚目ニ有

御書付致拜見候、扱下岡田村庄次郎と申者、御扱下三才村五衛門方へ奉公ニ相済、中途いたし身代金滞候由ニ而、御懸合候趣致承知候、早速村方へ相達候様可致候

一、横堀村幸十身代返金、先達而入割相済候段村方より申出候間、五郎左衛門方より願書御下ケ願、

近々御役所へ罷出候事と存候間、則御廻申候、右御報旁可得御意如斯御座候、以上

四月廿五日

加藤孫三郎

入江忠八郎様

(三二八)

伊師本郷村

伊八事

藤吉

右之者、村方人別之者ニ候哉御懸合ニ付相糺候所、右名前之者村方ニ者相覚不申趣申出候、此段及御答候、以上

四月廿五日

石神御郡方

御町方

(三二七)

*入割 いろいろ。こみ入った事情。

ことのでんまつ。また、仲人。ここ

では紛争の仲介のことをいう。

(三一九)

以廻状致啓上候、然者昨十九日御用ニ而登城仕候所、別紙之通被仰付難有仕合奉存候、此段為御知申度如此御座候、御覽御順達可被下候、以上

三月廿日

十郡宛

山口直次郎*

一、

山口直次郎

其方儀、此度格式御馬廻^{*}ニ被遊、御郡奉行見習被仰付候条、本役江申合可相勤旨被 仰出もの也
御加恩銀五枚被下可為御奉行支配事

(三二〇一)

式人御扶持御雇

役所見習

森新五郎

右之もの、役所相廻り兼候ニ付、伺之上当時相雇置諸御用為相勤候所、白石又衛門役所ニ明有之、請
払かた手代之内忝人右明跡へ御入ニ罷成候間、請払方手代之義ハ元取金沢甚作ヲ相除、外手代ハ員減
ニ仕、忝人減候跡へハ、式人御扶持手代兩人ツ、相雇候様仕度旨、先達而伺之上、御濟口御達ニ罷成
候間、此度申上候、又衛門役所ニ而忝人、私役所ニ而忝人、都合兩人同役共申合之上、右新五郎儀役
所へ之御雇ヲハ上ケ候而、請払方定御雇手代ニ申付候様仕度、此段奉伺候、以上

四月

加藤孫三郎

(三二〇二)

以書付致啓達候、森新五郎請払方定御雇伺、別紙之通申出候間、乍御七話御奉行衆へ御指出被下候様
致度、此段得御意候、以上

(三一九)

*山口直次郎 山口徳正。郡奉行見習。山口正和の長男。天保十三年八月十三日、六〇歳で死去。

*御馬廻 おうままわり。馬廻方。元々は大將の馬の周囲に付き従い、護衛にあたった騎馬の武士のこと。近世には、馬廻組等職制として確立し、家格などにより特定の武士が専任された。

*郡奉行見習 こおりぶぎょうみならい。郡奉行に協力して勤めを果たし、本務に備えて実地に練習を行う役職。

(三二〇一)

*元取 もとどり。郡奉行の請払方の手代を総括する役。

四月廿五日

加藤孫三郎

松平権蔵様 山口直次郎様

(三二二)

以書付致啓上候、然ハ御扱下宮田村御城米積舟拝借金之儀ニ付、別紙之通御達御座候間、御廻し申候
一、滑川村儀衛門刑当類例無之由候得者、外扱に而も可有之候間、承合伺候様大赦之所計に而、本刑
付伺候様ニ候之御達ニ而、目論書御下ケニ御座候間、御廻申候

一、去ル五日瑞龍御参拝之砌、額田村ニ而御朝飯之節、惣御供之族へ下宿わり有之処、御賄之心懸無
之大キニ御指支ニ相成候、尤前日右等之下宿ニ而、御郡かた取扱御賄仕出候様御達も有之処、此度
御受無之惣御供難儀ニおよひ候由、依而急ニ御賄方仕出候而御間ヲ合候由、如何之次第ニ而右様之
事ニ候哉、前日之御達不相弁候哉、亦ハ取扱之支配不心得ニ候哉、委細ニ書付致早々指出候様、今
日御目付方より達御座候間、右之御心得ヲ以宜敷御申出可被成候

一、瑞龍江被為入節、御小休ニ相成候もの名前等書出候様、別紙之通小田倉十左衛門殿より申聞有之
候間、御廻申候

一、御収納金書替相済候間、別紙之通御廻申候

一、御饔・御用餅等御証文壹枚裏書替済候間、御廻申候

一、金貳両貳分、会瀬村廿分^{*}一役土地代手形相済候間、御廻申候、尤御勘定所判ハ、追而極候由ニ御
座候

一、菊地庄兵衛等小払手形御廻申候間、御世話様ながら宜奉願上候
右之件々、得御意度如斯ニ御座候、以上

四月廿四日

大津長三郎

金沢甚作

蓮田藤介様 清水茂三郎様

(三二二)

^{*}廿分一役 廿分一(にじゅうぶんのいち)は小物成の一つ。漁獲高の二十分の一を納める。廿分一役(改役)はそれを取り立てるための役で、水戸藩では漁村に廿分一役役所を置いた。

(三三二一)

以書付致啓達候、扱下三才村五衛門と申もの、御扱下岡田村庄次郎と申者ヲ、同村猶衛門・次郎平・猶七と申者共請人主ニ相立、召抱候由之所、中途いたし身代金返済相滞候由ニ而、別紙之通申出候間、猶又御糺之上、返済相済候様ニ御取扱致度、及御懸合候、右之段、可得御意如斯御座候、以上

四月十四日

加藤孫三郎様

入江忠八郎

(三三二二)

乍恐以書付申上候事

一、岡田村百姓庄次郎与申者、去辰年半季質物ニ召抱候所、段々二月中ニ相成候得共、及不参候ニ付、時々人ヲ以指遣候得共、病氣与申折々参、前月々如左不参仕候而、極月朔日ニも相成候而一日参候、夫より一切不勤仕候付返金等も有之ニ付、請人主江相断候得共、身売代替候而ト申ニ付相拒候得ハ、極晩ニ相成候而、普門寺被参候而被申ニハ、返金之儀ハ拙寺請合ニ御座候付、正月廿日迄無是悲^非延ニ御ざ候、仍而拙者申ニハ、其節調金不仕時ニ如何ニと申候得ハ、及其時出来不申候ハ、拙寺弁金致候而御返金仕候付、少も御延引なく申ニ付、無抛任置候所、最早正月廿日相成候而も何之否も無之ニ付、捨置候付、人ヲ以普門寺へ相断候得共、等閑ニ被捨置候付、村方御庄屋衆へ相願、岡田村御庄屋衆へ一ト通掛ケ合ニ相成候所、岡田村御庄屋衆挨拶ニハ、其人ノ儀ハ返金手当ト申受ニ無之間、其人召遣候より外ハ無御座候扱ト申、一七□等閑之御取扱ニ相見候而、又々普門寺、去ル廿四日被参候而被申ニハ、諸道具等成りも売払候而調金仕候間、其節迄ト申任置候得共一切不埒明ニ而、又々人ヲ以致承知候得ハ、諸道具□^{等々}も売兼申候扱ト申、一切等閑ニ捨置候ニ付、無抛奉恐入候得とも、何卒早速御糺明被下置候様奉願上候、仍而如件

文化六年巳三月

三才村

願人

(三三二二)

*請人主 うけにんぬし。保証人のこと。主に個人的な貸借関係文書に登場し、あらゆる債務不履行の場合にも弁済する義務を請人が負わなければならなかった。奉公・借地・借家契約時にも身元保証人として請人が必要とされ、多くは親族が証人として連署押印を加えた。

(三三二二)

*極月朔日 十二月一日。極月(こくつき)は十二月の異称。しわす。

*弁金 返金をつくなうこと。借金を返済すること。

*埒明 らちあき。物事が片づくこと。解決させること。

五衛門

(三三二一三)

前書、五衛門奉願上候通、毎月五三日ツ、も病氣抔申候而不勤致候、其上極月相成候而ハ、更ニ相勤不申候ニ付、返金等も多分ニ相成申候所、極晩ニ至リ普門寺(ツ、ツ)ニを以当正月廿日迄申延ニ付、相任置候趣ニ御座候御座候所、正月廿日後ニ相成候而も不沙汰ニ付、再三相断申候趣ニ御座候所、先月中ニ相成候而も勘定相済不申候ニ付、五衛門願出ニ付、岡田村庄屋方江書面を以、早速相済候様取計呉候様ニと申越候所、右之者何レニも返金手当無之候間、召仕呉候様ニ致度趣返書ニ付、五衛門召呼右之趣申聞候所、当年之儀ハ家内人別応シ田畠抔仕付候□、余計人召仕候儀ハ相成不申与申ニ付、又々書面遣候得ハ、家財等売払返金可為致候得共、当時買人無之候間、買人出来次第売払、返金可為致旨返書ニ付、五衛門方へ右之趣為申聞候所、御役人中迄、右之通延々成挨拶ニ而、此上等閑ニ致候儀与相見候間、御苦難奉恐入候得共、御願被下置候様ニと願ニ付、無拠御訴申上候、御仁恵ヲ以早速相済候様御下知被下置候様、我々一同奉願上候、以上

巳四月

右村

庄屋

彦衛門

組頭

三人

大里

御郡奉行所様

(三三二一三)

覚

(三三二一三)
*五三日 ござんにち。数日のこと。

一、金三両借用

岡田村

百姓

庄次郎

右者、来辰年半季奉公ニ可相勤由、村内故障も無之候間、御定可被成候

卯三月十九日

岡田村

庄屋

清四郎 印

三才村

栄介殿

(三二四)

指置申半季質物手形之事

一、金三両也

振合式両式分也

御返金壹両壹分也

一、当御皆済不罷成候付、前書之金子借用仕候所、当卯暮より来辰極月迄質御奉公ニ指置申候所誠正也、御仕着之儀ハ、夏冬両度木綿式反被下候筈相定申候、御奉公之儀ハ、何分被仰付次第為相勤可申候、御奉公之内取逃欠落仕候、取逃之品々不及申上、其身共早速相尋可申候、若又相見兼不申候ハ、金子成共御望次第早速請人主我々引受埒明可申候

一、御公儀様御法度不及申上相守、御家御作法何ニ而も為相背申間敷、万一六ツケ敷事仕出候共、請人主之我々引請貴殿へ少も御苦難相掛申間敷事、為後日仍而如件

文化四年

勤人 庄二郎

卯十二月

人主 猶衛門

請人 次郎兵衛

三才村

五衛門殿

同人 猶七

(三二五)

四月廿五日仕出御用

- 一、御目付方下役配符召遣候儀ニ付廻状壹通、御普請方御用納櫃之廻状、吉沼村彦六被盜品廻状、栗崎村久吉離レ馬捕置候廻状、瑞龍山へ願王院参拝ニ付夫伝馬之廻状式通、メ六通浜田へ廻候事
 - 一、春金納直段廻状、常葉へ御返し可被申候
 - 一、芹百束・堅木九拾五束之仮手形壹枚、奥御賄方へ返候事
 - 一、御帰国ニ付、諸入用金鑑受取之儀、役所ニ者無之趣書付、別留之通大吟味方へ指出候事
 - 一、いし本郷村藤吉与申者村人別ニ者無之段、前留之通御町方へ差出候事
 - 一、会瀬・川尻両村御制札場御普請御入目仕出壹袋、御勘定所へ指出候事并手形御断共相廻候事
 - 一、御勘定所書替手形拾式枚并仕出式冊、右同所へ指出候事
 - 一、給人所務紛無之段、書付壹枚指出候事
 - 一、山口直次郎江被仰渡之廻状、浜田へ廻候事
 - 一、森新五郎御雇之儀、前留之通権蔵殿相札、御奉行衆へ指出候事
- 右之通、受払方へ遣ス

(三二六)

以書付致啓上候、扱下栗崎村ニ離レ馬有之候処、老馬にて見付人役介致兼候旨申出候所、元禄九子四月、松岡御郡下長砂村ニ而離レ馬有之節、伺之上一日稗壹升ツ、被下候振ニ掟書ニ相見候所、前書之通稗壹升計ニ而ハ養も不行届之様存候間、外ニ当人へ者御役所より御救等ニ而も被下候事ニも可有之

(三二五)

*制札場 せいさつば。諸般の法令を衆人に見易い場所に掲示する高札を立てた場所のこと。

(三二六)

*長砂村 ながすな村（那珂郡）。石神組に属する。現ひたちなか市長砂。

*掟書 おきてがき。中世後期以降盛んに用いられた公布法のこと。村落などの内部規律を定めた村掟などがある。

哉、其節之御取扱振、乍御世話御書扱廻可被下候、此段得御意度如斯御座候、以上

四月廿五日

浜田組

内役共

石神組

御内役様中

尚々、部田野村竹十、平磯村通御先ニ而御褒美被下候由之処、何々之儀にて先年御ほうび被下置候者ニ候哉可被仰候、以上

(三二七)

以 廻状得御意候、扱下滑川村儀衛門娘、同村儀之衛門倅儀三郎妻ニ縁付候処、縁無之親里江罷帰居候間縁懸置候、去辰十二月中村方介三郎媒酌を以、小木津村より後妻呼候筈ニ致相談、先妻致離別候段、儀衛門かたへ申遣候得者、婚礼日限ニ指懸候迄捨置、殊ニ者縁状ヲも不遣踏付之致方ニ有之間、婚礼之節縁状者可請取旨ヲ申事六ヶ敷可相成様子ニ候ゆへ、小木津村縁組ヲハ致破談、無手持残念之あまり、儀之衛門発言ニ而、縁状請取ニ罷越候儀と相見候間、其節嘲候而相帰可申介三郎等へ申合、儀之衛門倅儀三郎・藤次郎・儀之衛門甥成沢村佐平媒酌人介三郎四人へ樽・肴等為持、小木津村へ聲入致候真似ニ而、儀衛門門先罷通、態と氣之立候様祝儀之応答杯致候而為相聞、儀之衛門所へ一同罷帰居候へハ、儀衛門踏込手疵改書之通、儀之衛門父子三人へ手疵為負、儀之衛門并倅儀三郎者重疵ニも候間、儀衛門義ハ早速入獄申付、追々ニ穿鑿都詰候処、儀之衛門ハ手疵請候後、中風いたし取臥罷在候得とも、三人共疵ハ致平癒候旨申出有之二付、刑当前振相尋候得共類例も無之間、其旨付札二いたし、本刑之儀ハ役所了簡を以相認候上、御帰国被遊候御祝儀二付、御大赦ニ而可然哉之旨是また付札二いたし、委細ハ別冊之通御奉行衆へ伺出置候処、刑当類例外御役所ニハ可有之候間、相札、本刑ヲ付伺指出候様可致旨御達ニ而、口書一卷御下ケニ罷成候間、御役所之前振御札被下候而被仰聞候様致度御座候、尤口書共ニ相廻シ、懸御目可申筈ニ候得とも指急候付、廻状式通ニ引訳候而仕出候間、

(三二六)

*平磯村 ひらいそ村(那珂郡)。浜田組に属する。現ひたちなか市平磯町。漁業に従事する村民が多い。

刑目論伺并手疵改書計相廻候条、右思召を以、何卒早速御糺被下候様致度、此段得御意候、以上

四月廿六日

加藤孫三郎

岡野庄五郎様 増子幸八郎様

入江忠八郎様 白石又衛門様

皆川弥六様

(三二八)

国役金納仕出帳へ印形相極候様、大吟味中より申聞別冊相廻候間、尤至極指急候由申聞御座候間、御印形御極早速御廻月番御役所へ御廻可被成候、以上

四月十五日

藤田次郎左衛門

九郡宛

尚々、銀相場等先日申来候、書付へ少々異同も御座候間為問合候処、右之儀ハ此方ニ而も相分り兼候由ニ候得共、相場狂ひ候事と相見候旨申聞、尤 水戸殿御郡奉行と書入可然旨、忠次郎殿御存意御同心ニ付、是亦為問合候処、有之儀ハ江戸表ニ而定メ而内々問合等も致候儀と相見候間、此方ニ而者書入兼候由、尤唐目からめ印唐目之儀も新古之もの計致候歟、亦ハ惣体之からめ印ニ而可然哉之趣問合候処、是以此方ニ而者分り不申趣ニ候処、新古之もの計相極候而も、惣体之ふりニ相成候節指支候旨申聞有之由ニ候間、惣体之からめ印ニ御極被成可然と印形相添相廻申候、以上

(三二九)

一、

松岡御郡下

金沢村帳外

幸介

(三二八)

*銀相場 ぎんそうば。江戸時代、金貨と銀貨との交換比率のこと。主として金遣いの関東では銀相場と呼ばれる。市場における銀の取引価格のこと。

*からめ印 唐目印。唐目は宋の量目により一六〇匁を一斤とする斤量の名である。それを示す印を唐目印という。

此もの、御大赦御達ニ付役所番相糺候処、幸助与申帳外人無之旨再応相糺候所、相分兼候付鳥子(感)組へ遣候事

右之者、先年不届之儀有之、四郡相構^{*}安倉領之内御定之場所へ追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡もの也

但、御城下徘徊御屋敷出入ハ今以御構之事

文化六年巳四月廿六日由緒無之、村役人江申渡

一、

高原村

長久保坪

百姓

丹藏

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場并他郡たり共居村より五里四方相構追放申付、御城下徘徊御屋敷出入ハ今以御構之所、此度初而御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡もの也

右同断、由緒富三郎へ申渡

一、

川尻村

拾人組頭

金三郎

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場并居村より五里四方相構追放申付、御城下徘徊御屋敷

(三三九)

*安倉領 ししくら領。水戸領南部の新治郡内の安倉、安倉、上軽部、田伏、柏崎、三ツ木、井関、石川の八ヶ村をいう。

出入ハ今以御構之所、此度初而 御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構 御免被遊候条、其旨可申渡者也

同日、由緒忠次兵衛江申渡

一、

伊師町村

百姓

忠吉

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、 御城下御殿場并居村より式里四方相構追放申付、 御城下徘徊御屋敷出入ハ今以御構之所、此度初而 御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構 御免被遊候条、其旨可申渡もの也

同日、由緒儀十江申渡

一、

河原子村

百姓

藤吉

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、 御城下御殿場并他郡たりとも居村より五里四方相構追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡者也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、由緒伝左衛門江申渡

一、

宮田村

百姓

久次郎

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿并居村より五里四方相構追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀二付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡もの也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、由緒勘左衛門へ申渡

一、

*本米崎村

立帰

四郎平

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場并元居村より他郡たり共五里四方相構、松岡御郡下追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀二付、右御構御免被遊候条其旨可申渡もの也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、由緒武衛門二申渡

一、

本米崎村

立帰

藤兵衛

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場并元居村より他郡たり共五里四方相構、松岡御郡下追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀二付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡者也

(三一九)

*本米崎村 もとこめざき村(那珂郡)。石神組に属する。現那珂市本米崎。久慈川の右岸にある。

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、四郎平義ハ由緒近作へ申渡、金左衛門儀ハ紋十へ申渡

一、

本米崎村

塙坪十人与頭

四郎平

同村

同断

金左衛門

伺之上

右之もの共、先年不届之儀有之、御城下徘徊相構居村追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀二付、右御構 御免被遊候条、其旨可申渡者也

同日、由緒八郎衛門へ申渡

一、

本米崎村

百姓

吉左衛門

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場并他郡たり共居村より五里四方相構追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀二付右御構 御免被遊候条、其旨可申渡もの也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、由緒忠二郎江申渡

上高場村

百姓

庄四郎

伺之上

(三二九)

右之もの、先年不届之儀有之、額ニ焼印^{*}当四郡相構宍倉領之内御定之場所江追放申付、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之所、此度初而 御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構 御免被遊候条、其旨可申渡者也

*焼印 やきいん。火で熱した金属製の印を囚人の体に押しあてること。追放刑に伴い、行われた。

同日、由緒利三郎江申渡

下高場村

百姓

久蔵

伺之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場并他郡たり共居村より三里四方相構追放申付候所、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之所、此度初而御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構 御免被遊候条、其旨可申渡者也

同日、由緒彦三郎江申渡

大久保村

平介

御達之上

右之者、先年不束之儀在之、額ニ焼印当四郡相構宍倉領之内御定之場所へ追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡者也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、右同断

一、

大久保村

平次兵衛

御達之上

右之者、先年不束之儀在之、御城下并他郡たり共居村より五里四方・松岡御郡下一郡相構追放申付候所、此度初而御帰国被遊候御祝儀二付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡者也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

(三三〇)

乍恐以書付御訴申上候事

一、当村百姓伊兵衛所、去月廿八日夜、盜賊忍入金子被盜候二付、其節御訴申上候処、員数之儀伊兵衛他行二而相分兼候間、追而可申上段申上置候処、此度相尋候得者、南鐐^{*}二而八十両被盜候由申出二付、此段御訴奉申上候、以上

文化六年巳四月

額田村

庄屋

市十郎 印

藤兵衛 印

与頭

十一人 印

(三三〇)

*南鐐 なんりょう。江戸時代の貨幣で、二朱判銀のこと。

(三三三)

以書付致啓達候、扱下友部村權現山と申所二而、去月廿二日夜博奕出来、右場所へ同村弥衛門・多七と申もの商二出候趣相聞候付相糺候処、菓子等之致小商候もの二有之、弥衛門儀良子村兵十へ出会候処、博奕出来候間、商二参り候様申聞二付、多七へ其旨相咄、兩人共二權現山へ罷越候へハ、七人ニ而致博奕居候内、右兵十并島名村忠三郎・友部村庄三郎三人ハ存候もの二有之候得共、外四人ハ不見知者之由ニ而商致候得共、博奕江ハ不加旨兩人共申述候間、庄三郎呼出候処、村方立去り不罷在候付尋申付置候、*良子村兵十ハ追放人之由ニ有之、いつれニ罷在候哉も不相知候間、右之振りヲ以島名村忠三郎御吟味御座候様致度候、尤右之者御糺之上、異同之儀有之候ハ、再吟味相懸候間、御糺相済次第否御状ニ被仰聞候様致度、此段得御意候、以上

四月廿七日

島村孫衛門様

加藤孫三郎

(三三三―一)

乍恐以書付奉願上候事

一、当村玄減祖父長命二付、養老御扶持被下置候処、難有御儀ニ存、四ヶ年頂戴仕候間、老人之身柄ニ而餅田老升蒔自身二作付申候間、為 御国恩当年中御貢餅献上仕度、正精二仕付収納仕置申候由之処、当年ハ幸 御在国ニ付、献上仕度旨願ニ御座候間、奉御伺候条御故障も無御座、献上被仰付被下置候ハ、老之心願相届冥加ニ相叶難有御儀ニ奉存候、仍如件

文化六年巳四月

田渡村

庄屋

伴七 印

与頭

三人 印

(三三三)

*島名村 しまな村(多賀郡)。松岡領に属する。現高萩市島名。花貫川が東流している平地と台地にある。

*良子村 ややく村(久慈郡)。小菅組に属する。現日立市東河内町。多賀山地丘陵上に位置する。棚倉街道が通る。

御郡御奉行所様

(三三三一一)

扱下田渡村郷医玄減祖父当巳九拾三才ニ相成、年々養老御扶持初も頂戴仕、誠ニ冥加至極難有存候ニ付、為御国恩手作之品ニ而、餅献上仕度旨、委細別紙之通願出申候、尤御食物之儀御故障之儀も御座候ハ、白米ニ仕指上度旨旁願出候処、老人丹誠仕候儀ニ御座候間、いつれにも両様之内御濟被下候様仕度、此段奉伺候、以上

四月

加藤孫三郎

(三三三一一)

覚

文金壹両壹分鑢四貫文小粒

わけ

金壹分

岡部団藏

金壹分

長山栄助

金壹分

五藤儀八

金壹分

箱崎善衛門

金壹分

比佐玄意

鑢貳貫文

名主権次郎

鑢五百文

組頭佐次衛門

鑢五百文

李兵衛

鑢五百文

嘉左衛門

鑢五百文

吉三郎

右、扱下久慈村吉之平奥州於湯長谷変死仕候節、先方役人等罷出骨折候二付、被下物伺相済前書之通被下候間、右手形御加裏判相済候様仕度存候、尤此段吟味方へも御断可被下候、以上

四月

加藤孫三郎

(三三三二二)

覚

文金

小粒
わけ

是者、前二有之通、員数名前共銘々認候得共、爰二略ス

右、扱下久慈村吉之平奥州於湯長谷変死之節、先方役人等罷出骨折候二付、前書之金鏢御了簡之上被下候間、銘々熨斗包相添相渡候様、尤御金方へ御断可被下候、以上

四月

加藤孫三郎

(三三三四)

覚

一、中奉書五枚

一、白片木五枚

一、白木状箱壺通入壺ツ 上札共

一、白桐油壺枚* 但、式尺四方

一、紺封糸式本

右、内藤播磨守殿役人中へ御進物為御用請取申候間、相渡候様御買物方へ御断可被下候、以上

四月

加藤孫三郎

(三三三四)

*白桐油 桐油は桐油紙の略で、桐油または荏油をひいた紙。湿気や水分を防ぐため包み紙、合羽などに用いられた。ここでは白い桐油紙のことをいう。

(三三五)

南酒出村出

立帰

猶三郎

右、当月十九日扱下落合村小酒屋へ立寄酒相用候処、身形不宜鳥乱之者ニ付、其場ニ居合候者所持之風呂敷包相改候へハ、女之衣類等有之、疑心候ものニ有之処、其場ヲ迹去候付相尋、翌廿日召捕候間、郷牢へ入獄申付置、吟味為仕候処、当六ヶ年以前不束之儀有之、居村より式里四方追放被仰付、其後鷺子扱吉丸村辺ニ罷在不束有之、御召捕ニ罷成御町牢へ入獄之上、去春中穴倉領へ御追放被仰付、其後所々流浪仕居、御領内ニ而者、八田扱野上村・鳥子扱馬頭村等ニ而衣類等盗取、其外他領於所々致盜候旨、委細別巻口書之通申述候、此上猶更於御役所御吟味被下候様仕度存候、仍而ハ御町方へ引渡候様可仕哉、御下知奉候、以上

四月

加藤孫三郎

(三三六)

去ル五日、瑞龍 御参拜之砌、額田村ニ而御朝飯之節、惣御供之族へ下宿割有之候処、御賄之心懸無之御指支ニ相成、尤前日右等之下宿ニ而、御郡方取扱御賄仕出候様御達も有之処、此度ハ心懸更ニ無之故、惣御供及難儀ニ候ニ付、急ニ御賄方仕出ニ而御間ヲ合申候、如何之次第ニ而右之通ニ候哉、前日之御達不相弁候哉、亦ハ取扱之支配不心得ニ候哉、委細書付ニ而申出候様、請弘方へ御達之趣も有之候ニ付、其御砌下宿割申付候支配相尋候処、素襖已下御直参之分ハ、末々迄下宿仕出御賄相濟候旨、御達之趣承知仕候間、下宿へ御賄仕出候様可申付候処、御賄方之云処、御入用諸道具并米薪等之請取辻迄大分ニ有之候ニ付、下宿仕出と御達之内ニも、御賄方仕出ヲ頂戴致候族も可有之哉、左候而者一円ニ下宿へ申付候而も、双方ニ而御賄仕込重ニ相成候へハ、御費ニ相成候付、右懸之支配下宿ニ而御賄相濟候部類姓名、亦ハ下御供人別書付ニ仕、御賄下宿ニ而仕出、上より木錢被下候分、姓名人別

(三三五)

*吉丸村 よしまる村(那珂郡)。鷺子組に属する。現常陸大宮市吉沼。四方を山で囲まれ、吉沼川が南流している。

*野上村 のがみ村(那珂郡)。八田組に属する。現常陸太田市野上。久慈川の西岸に位置する。対岸小貴村への渡船場がある。

*馬頭村 ばとう村(下野国那須郡)。鷺子組に属する。那珂川の支流武茂川が村中央を流れる。

(三三六)

*素襖已下御直参 素襖(すおう)は直垂の一種。素襖以下は御目見以下の武士をいう。水戸藩では麻上下の格で、徒士、徒士目付、史館勤勘定吟味役その他の諸役の士が該当した。

如斯ニ相見候得共、右之内ニ而御賄方仕出候分頂戴致候族も可有之哉、若於御賄方ニ頂戴ニ相成候分有之候ハ、名前之上へ印ヲ付、尤下宿仕出ニ而指出候分ハ、丸印御賄方ニ而頂戴之族江ハ、三角印を付相廻候様致度旨、御賄方小役人へ及懸ケ合候処、右名前認候書付へ印ヲ付、御賄方より相廻候間、右之心得ニ而下宿へ御賄心懸置候様相達候由、既ニ御供族之内、御徒十人・御物書兩人・御馬乗志人・小従人兩人・御金方手代御水主三人右之分へハ丸印ヲ付相廻候ニ付、下宿へ心懸候様相達候由ニ御座候、且下宿仕出御賄候振ニ御達有之処、一円ニ下宿へ不相達御賄方へ及懸合ニ、御賄仕出行違御指支ニ相成候段ハ、恐入候儀ニ有之候得共、御賄方問合書面之上ニ而取扱候旨ニ御座候、仍而此段申出候、以上

四月

御目付様中

加藤孫三郎

(三三七)

御書付致拜見候、近々ニ御懸合御座候、上高場村喜衛門三男清五郎、四五日以前より喜衛門所ニ罷帰居候ヲ、隣家藤次衛門見添候旨、八衛門と申もの六ヶ新田鴨衛門方方へ為知候由ニ付、右鴨衛門御役所へ願出候趣被仰聞、願書御廻被成候間、去ル廿四日支配兩人指出同夜喜衛門家内ハ勿論、同人悴庄吉家内迄不殘為改候得共、清五郎不罷在候ニ付、喜衛門父子敵敷相尋候得共、罷越候儀ハ決而無之段申述候ニ付、八衛門相糺候処、鴨衛門方へ為知候儀ハ更ニ無之旨申候ニ付、藤次衛門相糺可申処、右之者ハ黒鉄相勤病氣ニ而、村方ニ致逗留罷在候故、村役人を以為相尋候処、更ニ不存旨、委細ハ別紙之通申出候、召捕候儀相成不申候間、此上於役所ニも心付候儀ニハ有之候得共、手懸リ之筋御承知被成候儀も御ざ候ハ、御扱下最寄之事ニも候間、直ニ御役所ニ而御召捕被成候様致度御ざ候、仍而八衛門口上書・村役人申出書ハ御用相濟次第御返可被下候、以上

四月晦日

藤田次郎左衛門様

加藤孫三郎

追啓、鴨衛門申出書ハ致返進候間、御請取可被成候、以上

(三三八)

四月晦日仕出御用

一、久慈村吉之平湯長谷ニ而変死ニ付、被下もの金請取并白木状箱等請取、其向々之御断、前留之通御奉行御用人衆へ指出候事

一、滑川村之もの刑当ニ付、的例問合廻状仕出候事

一、森新五郎御雇引上、御目付衆へ為知別前留之通指出候事

一、去ル五日 殿様瑞龍御参拝之節、額田村ニ而御賄仕出問違ニ付、御手支ニ相成候間、其旨儀申出候様御目付方達ニ付、前留之通御目付方へ指出候事

一、御日記役より、殿様瑞龍御成候節、より好 御小休等之意味書出候様扱ニ付、前留之通申遣候事

一、田渡村郷医玄減祖父餅 献上仕度旨願ニ付、前留之通御奉行衆へ指出候事

一、^{*}上使日限之儀ニ付、浜田組仕出戻廻状相廻候事

一、上高場村清五郎一件ニ付、次郎左衛門へ前留之通及返書候事

一、小木津村善三郎・大沼村忠次請状手形請印いたし、村方より指出申候付、御目付方へ指出候様ニと申遣候事

一、^{*}南酒出村立帰直三郎、御町方引渡之儀ニ付、前留之通御奉行衆へ指出候事

(三三九)

加藤孫三郎方、別紙申出之通相濟候間、積書之通出来候様、御通達宜御取計可被成候、以上

四月廿七日

藤田次郎様

但、白庭穀留番所御書上之儀ニ有候事

岡部忠蔵

(三三八)

^{*}上使 じょうし。幕府の役人。將軍の意を伝えるために諸大名や禁裏などへ派遣した使者のこと。

^{*}南酒出村 みなみさかいで村（那珂郡）。大里組に属する。現那珂市南酒出。久慈川の南に位置する。

別紙申出ハ前二有、略ス

(三四〇)

御大赦之者共名前ハ前二有、略ス

右、此度 殿様初而 御帰国被遊候御祝儀二付、御達之上并伺之上、取計帰参等申付候者共前書之通御座候、尤金沢村帳外幸介と申者、是亦帰参御免ニ相成候所、右名前村方ニ而相分兼候旨申出候趣も有之二付、札申付置候間、相分次第申出候様可致候、仍而此段為御知申出候、以上仍而此段為御知申出候、以上

加藤孫三郎

御目付様中

(三四一)

森新五郎、請払方御雇伺之通相濟候旨御達御座候、仍而此段得御意候、以上

四月廿九日

権蔵
直次郎

孫三郎様

(三四二)

覚

式人御扶持

役所出入

森新五郎

右之者、請払方御雇窺之上相濟、去ル朔日より申付候、仍而此段申出候、以上

五月

御目付様中

加藤孫三郎

(三四三)

覚

式人御扶持

役所出入

森新五郎

右之もの、役所手代手不足ニ付、伺相濟、去月晦日迄御雇申付置候処、同日迄ニ而又候当月朔日より請払方定御雇伺之上御濟口ニ付、右御雇申付候、仍而此段為御知申上候、以上、濟申候、尤請払方御雇之儀伺之上御濟口ニ付、翌二日より早御雇申付候、仍而此段為御知申上候、以上

五月

加藤孫三郎

(三四四)

覚

式人御扶持

役所出入

森新五郎

右之者、窺之上、去月晦日迄役所御雇申付置候所、同日迄ニ而亦候当月朔日相濟申候、尤請払方御雇伺之上翌二日より申付候、より請払方定御雇伺之上申付候、仍此段為御知申候、以上

五月

加藤孫三郎

吟味役様中

(三四五)

去月廿七日御仕出御紙面、同廿九日ニ相届致拝見候、然者三月廿二日夜友部村権現山与申所ニ而博奕

出来、右場所江同村弥衛門・多七与申者商ニ出候趣相聞候付為御糺候所、菓子等之小商いたし候由有之、弥衛門儀良子村兵十江出会候所、博奕出来候間、商ニ參候様申聞ニ付、多七江其旨相咄、兩人共ニ権現山江罷越候得ハ、七人ニ而博奕致居候内右兵十并島名村忠三郎・友部村庄三郎三人ハ存候者ニ候得共、外四人ハ不見知ものニ候由ニ而、商致候得共、博奕へハ不加旨兩人共申述候ニ付、庄三郎御呼出之所、村方立去リ不罷在候故、尋御申付被置候旨、良子村兵十ハ追放人之由ニ而、いつれニ居候哉も不相知候間、右御紙之ふりヲ以島名村忠三郎吟味為致候様被成度旨、尤右忠三郎糺之上、異同之儀も有之候得ハ、再御吟味御掛ケ被成候間、糺相濟次第否可得御意旨被仰聞候趣委細致承知候、御紙面至着其夜忠三郎為召捕為相糺、則口書一冊指遣申候、尚又其御方御取扱之御次第被仰聞振ニ准、忠三郎刑当可申付候、當時右之者入獄申付置候事ニ御座候、依而御答旁如此御座候、以上

五月三日

島村孫衛門

加藤孫三郎様

(三四六)

御在国ニ付、当夏鳶鷹打之儀、別紙之通被仰出候、尤来ル廿一日より御免有之候、若雨天等にて御祭礼相濟候翌日より御免有之候、殺生除日御掟書等、前々之通り有之候、旁御心得可被有之候、以上

四月十一日

野中三五郎*

興津所左衛門

赤林八郎左衛門

九郡宛

先年御在國中ハ鳶鷹打鉄砲御指留候処、寛政三亥年之通、此度も厚 思召ヲ以、御城下式里四方之外者御免被 仰出候条、右之趣得卜存弁、式里四方之内ハ屹卜打不申候様可被相心得事

但、遠所たり共、出御先御近辺ハ可致遠慮事

(三四六)

*野中三五郎 野中重同。水戸藩奉行(若年寄)。野中重享の長男。嘉永元年六月十二日、七十二歳で死去。

(三四七一)

扱下大山村百姓長兵衛と申者所へ、去ル廿八日夜盜賊忍入、別紙之品々被盜取候旨訴出候間、御申合いたし、御扱下質屋等相尋候段、御奉行衆へ申出候間、大御山守・御山横目等へ御達被下候様致度、此段得御意候条、御覽御順達可被下候、以上

四月四日

九郡宛

石川儀兵衛

(三四七二)

覚

- 一、裕羽織沓ツ 但、三筋嶋棧留裏郡内
- 一、紺千筋同沓ツ 但、裏千草
- 一、茶縞裕羽織沓ツ
- 一、浅黄小嶋男単物沓ツ
- 一、しほり襦袢男物沓ツ
- 一、もへき大小風呂敷式ツ
- 一、千草太織古女小袖沓ツ
- 一、めんちり横立縞裕男物沓ツ
- 一、矢立沓ツ
- 一、前下ケ沓ツ 内金沓分入

メ拾沓品

右、先月廿八日夜、当村百姓於長兵衛所紛失仕候、仍而此段御訴申上候、以上

文化六年巳四月

大山村庄屋

銀之衛門

(三四七一)

*大山村 おおやま村(茨城郡)。増井組に属する。現東茨城郡城里町。那珂川右岸の沖積地に位置する。那須街道が通る。

御郡御奉行所様

与頭

儀八

(三四八)

以書付致啓達候、川尻村前宝幢寺浄観乱心ニ付、俗縁折笠村親類之者方へ、去辰暮中小倉村役人共より引渡候一件、委細ハ其節御承知之通りニ有之候処、右浄観儀、今六日八ツ過頃ニも可有之哉、杉山宝鏡院へ罷越、申聞候振りハ、当四五日以前折笠村ハ罷立候旨、尤道筋止宿致候ケ所ヲも彼是申述候趣候得共、取用兼候振之申口ニ而、次第聴与相分兼候ニ付、先ツ其俣ニ而番人等付置候段、只今宝鏡院より申出候間、尚更見置候儀得与相達置候条、仍而ハ早速折笠へ御達之上、村役人并右俗縁之者共一同、宝鏡院方迄罷越、浄観儀引取候様致度、此段及御懸合候、以上

五月六日

松本七郎衛門

加藤孫三郎様

尚々、本文一件ニ付而者、追而又□^(候カ)及御懸合候儀も可有之候得共、指懸リ引取之儀指急候事ニ付、先ツ右之段得御意候、以上

(三四九)

以書付致啓達候、去月十四日、登城致候様申来候所、拙者郷出ニ付忠次郎殿御出仕之処、大内清七帰参御免之儀、別紙之通御奉行衆より御達ニ付、主水正殿両御年寄衆へ御礼ニ相廻、且御城代衆江ハ江戸御留守ニ付、以手紙御礼申上候、元御支配之儀ニ御座候間、早速可得御意所、間違ニ付、右清七由緒之者呼出、帰参之儀相達候、右之次第ニ而及延引候事ニ御座候、御目付方為知并惣郡へ廻状等之儀ハ、宜御取扱可被成候、此段得御意候、以上

五月二日

藤田次郎左衛門

(三四八)

*小倉村 おぐら村(那珂郡)。八田組に属する。現常陸大宮市小倉。久慈川中流左岸に位置する。部垂村と結ぶ久慈川の渡船場がある。

*杉山宝鏡院 水戸城の東、那珂川の右岸にあった。真言宗の寺院。徳川頼房の祈願所であった。

(三四九)

*城代 じょうだい。城の留守のほか、法令・諸士支配・民政をつかさどった。水戸藩では家老のうちから一人任命された。

加藤孫三郎様

一、

寛介次郎役所

元御郡方手代

大内清七

右之もの、先年不届之儀有之候、所々御構追放申付、江戸・水戸徘徊ハ今以御構之処、此度初而御
帰国被遊候御祝儀ニ付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡もの也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

(三五〇)

五月五日仕出御用なし

同月六日森新五郎持参之御用

- 一、会瀬村飢人なを、御扶持稗被下候旨、吟味方へ之為知、別留之通指出候事
- 一、森新五郎請払方御雇之儀ニ付、御奉行・御目付・吟味方へ為知、前留之通指出候事
- 一、御大赦之者共、御目付方へ之為知、前留之通指出候事
- 一、国役金永引高除之儀ニ付、浜田組廻状仕出相返候事

同日帰御用

- 一、額田村久三郎博奕一件、刑目論御付札之通、本刑取計候様一卷御下ケ御奉行衆御達之事
- 一、村松両村百姓共小検見一件、右同断之事
- 一、扱下之者、旧冬御城下ニ而博奕いたし、御町方へ引張有之候者刑当取計候節ハ、前々申上候様御
達有之候処、今以申出無之、如何取扱候哉之旨、御奉行衆より御口達候由之事

(三五二)

以書付啓上仕候、于今寒暖不定御座候得とも、弥御安泰可被成御座候、珍重御儀奉存候、日永之節ニ者御座候得共、乍例御用繁と奉遠察候、然者御内々相伺度申上候、江戸表ニ而御八百屋物御用相勤申候三河屋九兵衛と申者、神田須田町ニ罷在候所、御扱下之内まさき浦にて蓮根掘候儀、西方長兵衛与申者願人ニ相立願出申候所、何頃之義ニ御座候哉、御鷹場之御障相成候由ニ而、願書御下ケ罷成候由ニ御座候所、此節蓮根江戸品切ニ付、再願書指上度内存ニ御さ候由、尤初発と違御鷹之御障不相成候様、此節より七月中迄限ニ相極金拾両御運上仕候而、掘取申度候趣ニ御さ候所、一旦願書御下ケ罷成候上之儀、再願申出候而も不苦義ニも御座候哉、御内々御振合相伺呉候様、右九兵衛方より申遣候所、若外ニ御故障ニ而も御座候事ニ可有御座哉、御内々相伺度奉存候、乍御六ヶ敷一寸貴報ニ否被仰知可被下候、以上

四月廿七日

高安与兵衛

加藤孫三郎様

(三五二)

以廻状得御意候、扱下長岡村善衛門と申者所ニ而、去ル十四日夜持逃被致候由、別紙之通申出候間、御奉行衆へ申出、御扱下々質屋等心ヲ付候様、御山横目等へ相達可申旨申出候間、乍御世話御扱下々大御山守等へ御達置可被下候、御覽御順達可被下候、以上

三月十九日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(三五二)

乍恐以書付御訴奉申上候事

一、新夜着袴ツ 但、花色、紋付丸之内ニ立四ツ目、裏千草

(三五二)

*日永 ひなが。春の昼間の長いこと。また、その季節。

*神田須田町 江戸の町名。慶長年間以前には須田村と称した。一丁二丁目があり、大商人や富豪の塗籠の屋敷が多く、二丁目は水菓子問屋が多く毎朝市が立った。

*まさき浦 村松真崎浦のこと。現東海村東端にあった沼で、川を通じて海とつながっていた。正木浦とも書く。

(三五二)

*長岡村 ながおか村(茨城郡)。浜田組に属する。現東茨城郡茨城町長岡。澗沼前川下流(左岸)に位置する。水戸街道の水戸から江戸への最初の宿場町として栄え、御制札場があった。

一、古夜着沓ツ 但、花色、紋付丸之内五本骨扇、裏千草

一、四布布団沓ツ 但、花色菊唐草両面

一、三布ふとん沓ツ 但、右同断裏唐草

一、ク 沓ツ 但、右同断裏千草

メ六六品

右ハ、去ル十日夕宿屋善衛門所へ旅人沓人参り、額田村之もの之由ヲ申、年頃三十内外与相見へ、丈高ク薄袍御座候而、人柄宜敷相見候、銀拵之腰物^{*}帯シ泊リ申候、亦々十四日夕、右之者沓人ニ而止宿仕候ニ付、無心置宿借シ申候所、同夜行方不相知候所、前書之品々紛失仕候間、右之者仕業と奉存候、所々相尋候得共、相見不申候旨、此段御訴申上候、以上

文化六年巳三月

長岡村

庄屋

善衛門 印

与頭

三人 印

御郡御奉行所様

(三五三)

以書付致啓上候、役所扱下上高場村藤次衛門黒楯相勤居候処、先達而足病ニ而罷帰居候折柄、田彦村^{*}久三郎ニ口論之上被致打擲^{*}、尤其節村方より御役所江も申出候由ニ御座候間、御承知之儀とハ奉存候得共、段々快方ニもおよひ候段申出候所、右之者役所「^{*}」当時御支配為相勤置候付、及御懸合ニ候条、可□致度此段得御意候、以上

五月十日

武田伴衛門

鈴木専衛門様

(三五二一)

* 四布布団 四幅蒲団(よのぶふとん)のこと。表裏ともおのおの四幅(四布)の布で作った布団のこと。

* 腰物 こしもの。鞘巻の短刀の腰刀のこと。大小の刀のこと。

(三五三)

* 田彦村 たびこ村(那珂郡)。常葉組に属する。現ひたちなか市田彦町。岩城相馬街道の宿場として発展した。

* 打擲 ちようちやく。ぶつ、なぐるの意で、人を殴打すること。

(三五四)

文化六年巳五月七日 弟栄介へ申渡ス
悴弥一郎へ申渡ス

一、

白羽村

百姓 利三郎

役所了簡之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場御陣屋相建候村々、他郡たり共居村より式里四方相構追放申付候所、此度初而 御帰国被遊候御祝儀二付、右御構 御免被遊もの也
但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、弥一郎へ申渡ス
悴弟栄介へ申渡ス

一、

白羽村

〃 次衛門

役所了簡之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場御陣屋相建候村々、他郡たり共居村より式里四方相構追放申付候所、此度初而 御帰国被遊候御祝儀二付、右御構御免被遊もの也
但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

同日、悴藤三郎へ申渡

一、

白羽村

〃 兵左衛門

役所了簡之上

右之者、先年不届之儀有之、御城下御殿場御陣屋相建候村々、他郡たり共居村より式里四方相構追放申付候所、此度初而 御帰国被遊候御祝儀二付、右御構被遊もの也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

元松岡御郡方手代

大内清七

御達之上

右之者、先年不屈之儀有之、所々御構追放申付、江戸・水戸徘徊ハ今以御構之処、此度初而 御帰国被遊候御祝儀二付、右御構御免被遊候条、其旨可申渡者也

但、御城下徘徊、御屋敷出入ハ今以御構之事

右、此度 殿様初而 御帰国被遊候御祝儀二付、御達并役所了簡之上、取計帰参等申付候者、前書之通りニ御座候、以上

五月

加藤孫三郎

御目附様中

(三五五)

以廻状得御意候、請弘方明跡へ役所出入森新五郎と申もの定御雇伺之上、去ル朔日より申付候条、此段為御知得御意候間、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

五月十日

加藤孫三郎

九郡并見習中宛

(三五六)

覚

挑灯巻張

行灯老ッ

右、水木村異国船御番所へ、先年より指置候分紛失仕候付、去秋中伺之上、当人弁納仕候様御達二付、追々御断申出候所、於役所取扱拵候様、此度御達御座候所、年久敷儀にて挑灯等も如何様之御品二御座候哉、更二不相分指支候付、代鑑にて上納相済候様仕度奉存候、御了簡相済候ハ、其筋々へ御断可被下候、此段奉伺候、以上

五月

加藤孫三郎

(三五七)

五月十日仕出御用

- 一、村松蓮根運上之儀二付、左留之通、高安与兵衛方へ及返書候事
- 一、森新五郎請拵方御雇相済候付、前留之通、為知御奉行衆御目付方・吟味方へ指出候事
- 一、扱下村々景氣書式通、別留之通、御奉行衆・大吟味方へ指出候事
- 一、大沼村忠次・来三郎ハ御下シ人ニ致度旨、別留之通り村願とも御目付方へ指出候事
- 一、両村松之者刑当指延之義、左留通御奉行衆へ申出候事
- 一、大内清七等婦参御免為知彦通、御目付方へ前留之通り指出候事
- 一、森新五郎御雇為知廻状、浜田へ相廻候事
- 一、田彦村与兵衛御小休ニ相成候廻状、登城刻限之廻状、大山村長兵衛被盜品廻状、長岡村善衛門被盜品廻状、鷹鷹打入御達廻状、松杭木之廻状、ノ六通相廻候事
- 一、殿様瑞龍へ御成候節、額田村ニ而御目見等之書出、別留之通小田倉重左衛門方へ遣候事
- 一、水木村異国番所挑灯之等之儀二付、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、松本七郎衛門方へ、沢村一乘院未進等割賦帳之面相添、左留之通懸ケ合候事
- 一、藤田次郎左衛門方へ
- 一、入江忠八郎方へ、里川筋川除普請之儀二付、左留之通懸ケ合候事

一、松平權藏方へ、額田村久三郎一件二付、左留通懸ヶ合候事
一、上高場村黒楸藤次衛門喧嘩一件、前留通武田伴衛門より鈴木專衛門方へ為及文通候事

(三五八)

御書付致拜見候、如仰今以寒暖不定御座候所、弥御安静奉珍重候、然者扱下村松真崎浦蓮根運上之儀
二付、御紙面之趣委細致承知候通、右運上之儀二付、去秋中其筋へ伺申出候所、御在國中ハ運上御
指留之趣、御達御座候間、此上御達直り等ニも相成候ハ、其節者前々之通入札払ニ申付候様可致候
へ共、左も無之候而ハ扱下計ニも無之、浜田扱下東前等も同様之振と相聞、役所ニ而容易ニ者取扱兼
候事御座候、右御決可得御意如斯御座候、以上

五月十日

加藤孫三郎

高安与兵衛様

(三五九)

扱下両村松小検見一件拘り候者共、刑当御付札之通取計可申旨、御達ニ罷成候処、最早一日ヲ争イ候
盛農之節ニ罷成候処、拘りも多ク御座候間、田方植付相濟候迄指延候様仕度奉存候、仍而此段御心得
ニ申上候、以上

五月

加藤孫三郎

(三六〇一)

以書付致啓達候、扱下之者旧冬、御城下ニ而博奕いたし候、御町方江引張有之刑当取計之節者、前広
ニ取扱振申出候様御達有之候処、未申出無之如何ニ取扱候哉之旨、御奉行衆より御達御座候由之処、
件之通御達御座候儀、相心得不申候ニ付、役所ヲ吟味致候所、右御達之振不相弁趣、尤額田村久三郎
と申もの飯島笑八宅ニ而博奕へ加り候間、内蜜相糺申出候様御懸ヶニ付、為相糺候得共相分兼候付、

(三五八)

*東前(村) とうまえ村(茨城郡)。
浜田組に属する。現水戸市東前町。
那珂川下流の南、沖積世段丘と沖積
地に位置する。水戸藩の御鷹場指定
地であった。

申出之上穿鑿為致刑当伺置候処、此度御下ケニ相成候由にて、去ル六日御廻ニ相成候間、近日取計可申存候得共、右之外ニハ御町方拘リ候者ハ無之候へハ、右久三郎取計日限申出候様ニと御達ニ相成候事ニハ有之間敷哉、今一応御伺之上、右之者取計日限ニ候ハ、来ル廿三日為取計候様可致候間、別紙御指出可被下候、若亦右之者外之義ニ候ハ、得与吟味之上申出候様可致候間、否被仰聞候様致度、此段旁得御意候、以上

五月

加藤孫三郎

松平権藏様 山口直次郎様

(三六〇一一)

扱下額田村百姓久三郎博奕一件、刑当御付札を以此度御達ニ罷成候付、来ル廿三日取計候様可仕存候、仍而此段申上候、以上

五月

加藤孫三郎

(三六一)

割賦面付ハ役所へさし出候之分ニ付、留ニ略ス

以書付致啓達候、沢村一乘院未進等割賦之儀、近々御懸ケ合およひ候振りも有之候処、別冊之通割合相極候由ニ而、此度村方より指出候間、相廻懸御目申候、御用相済次第御返シ被下候様致度、此段得御意候、以上

五月十日

加藤孫三郎

松本七郎衛門様

(三六一)

以書付致啓達候、此度別高島名村百姓之内扱下高原村等之者一同、友部村地内へ致山籠博奕企候ニ付、

別高江も懸合穿鑿相懸候間、相極り次第刑目論致候付、右等取計振留相札候所、別高之拘り候召捕者、其外刑当取扱振等了簡之上故障有無申出候様、去ル寅年御奉行衆より御懸ケ之節、博奕致候もの等申合穿鑿、刑当等事輕義ハ別々ニ致穿鑿候而口書相廻、刑当之儀者別高百姓共へ、役所ニ而目論其時々相伺御下知之上、別高へ申遣候様致候而可然様奉存、其外之義ハ御場所ニ而御吟味之上裁許被下候様致度旨、御相談之上御役名ニ而御伺相成候処、御付札ヲ以本文博奕等致候ものせんさく、刑当事輕義ハ口書為相廻各之方ニ而刑当目論、我々へ伺等ニハ不及候条、先キより懸ケ合無之候而者、此方ニ不致齟齬様懸ケ合之上、同様ニ取扱可申趣、委細ハ別紙之通御達ニ御座候間、別高拘り之もの共、刑当於役所ニ目論相廻候意ニ而承知致兼可申哉之程も難計候間、役所ニ而目論候而相廻候儀ニ有之候得者、其旨御奉行衆より備中守殿役人中へ御断被下外ハ無之、其儀も於御筋ニ思召有之儀ニ候へハ、役所ニ而ハ扱下之者計刑目論いたし、別高へ相廻、別高之者共ヲハ右役所ニ而為目論、役所へ為相廻見届候上、取計候より外有之間敷哉ニ候得共、右之趣御達ニ而相分兼指懸り候儀ニ而指支、殊ニハ右等之儀、近々ニハ外御役所々ニ而も出来申間敷儀ニも無之、以来之形ニも相成候儀ニ御座候間、御用番御役所より、今一応御奉行衆御伺被下候而可然哉、及御相談候間、外ニ思召も無御座候ハ、指懸り手支候条、何ニ卒早速御伺取切被下候様いたし度、此段得御意候、以上

五月十日

加藤孫三郎

藤田次郎左衛門様

(三六三)

預り申院跡之事

沢村

一乘院持高

田畑屋敷

高壱石巻斗式式合

わけ

田四斗九升壹合 畠六斗三升壹合

内壹斗貳升八合荒

新高壹石壹斗五升八合

わけ

田九升三合 荒地 畠壹石六升五合

内七斗九升五合荒

山壹ヶ所、野錢三百九文

右、沢村一乗院追院ニ付、私共兼職被仰付候処、前書之田畠之儀、悪所荒地共ニ不殘引請、御年具諸^(意)上納等、当巳より私共指出候筈ニ相定申候、此上如何様之義御座候共、少々も異乱申間敷候、仍如件

文化六年巳三月

飯田村

善藏院

御役人衆中

右之通、村方ニ而証文取置申候ニ「」指上申候、以上

沢村

庄屋

一郎衛門

与頭 三人 印

(三六四)

御領中調達金存之外出来、畢竟ハ一同世話も行届、郷中心得も直候事与相見候、一同呼出可相達候処、幸罷出候間相達候間、一同江宜申合候様ニと、去ル朔日弥太郎殿より御達御ざ候間、御心得ニ相廻候条、御覽御順達可被成候、以上

四月七日

九郡宛

小宮山次郎衛門

(三六五)

以廻状得御意候、去ル十四日、支配小山岸衛門へ別紙之通、御褒美被下置、於拙者難有仕合奉存候、此段為御知得御意候条、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

三月十五日

入江忠八郎

九郡并權藏殿宛

尚々、本文之儀二付、次郎左衛門殿・權藏殿ニハ何角御世話共ニ罷成、御承知ニ候得共、尚亦得御意候、以上

一、三百疋

入江忠八郎役所

御郡方手代

小山岸衛門

右之者、数年御奉公無懈怠何角心ヲ付、預馬仕方二付而者御益も有之、尚亦無主之土地方過分主付村費ヲ省、旁出精相勤候由相聞候付、為御褒美御金被下置候条、為取可申者也

(三六六)

以書付致啓達候、去ル三日、向山常福寺、扱下小幡駄致通行候处、伝馬御断不相廻候付、御定之賃錢貳貫百拾九文為相請取候处、行違ニ而追而伝馬御断相廻リ候二付、右鏢相返シ可申所、遠所ニ而及難儀候二付、御役所へ相廻申候間、乍御世話御序之節額田村へ御頼、右寺へ為御納被下候様奉頼候、右之段得御意度、如斯ニ御座候、以上

四月十一日

小宮山次郎衛門

加藤孫三郎様

尚々、本文之儀当時少々懸ケ合引張出来候間迎もの事、早々為御納可被下候、以上

(三六七一一)

扱下菅谷村百姓喜代三郎と申者所へ、去ル六日盗人忍入、別紙之品々被盜取候旨訴申出候間、御扱下々質屋等寄々心ヲ付候様、大御山守・御山横目へ御達被下度、此段得御意候条、乍御世話御順達可被下候、以上

(三六七一二)

乍恐以書付御訴申上候事

一、木綿千筋綿入、男物壱ツ

但、裏古物色ぎんちくさニ而伐かい

一、木綿小納戸茶無紋袷羽織、男物壱ツ

但、裏きんちくさ

一、木綿黒袷羽織紋式ツ巴、男物壱ツ

但、裏たまむし(玉虫)かつき

一、木綿千草鉄砲しほり単物、男物壱ツ

一、木綿よ*ふかん柿袷紋式ツ巴、男物壱ツ

但、裏古物

一、木綿花色袷紋式ツ巴、男物壱ツ

一、木綿黒合羽 女物壱ツ

但、うら白麻しやうそく付

一、麻帷子花色紋三ツ割桔梗、女物壱ツ

(三六七一一)

*よふかん柿 羊羹色と柿色。羊羹色は黒色・紫色などの色があせて赤味を帯びたものをいう。柿色は赤黄色・赤茶色・暗褐色をいう。

一、木綿花色綿入紋丸二桔梗、女物壹ツ

但、うら古物

一、白もく綿入小袖 壹ツ

一、小供小袖 壹ツ

但、うらもみ

一、棧留縞袴 壹下リ メ十二品

前書、村内百姓喜代三郎家内留主之間、件之品々被盜取候趣申出候二付、乍恐書付ヲ以御訴奉申上候、以上

文化六年巳四月

右村

庄屋

勘兵衛 印

与頭

五人 印

御郡御奉行所様

(三六八一)

扱下開江村百姓伝七与申もの、乱心等ニも無之候へ共、去ル十二日 御城下へ罷出候由之処、其俣今以行衛不相分旨、別紙之通訴申出候間、乍御世話御扱下々ニ早速御触出被下候様致度、此段得御意候条、早々御順達可被成候、以上

四月廿三日

小原忠次郎

尚々、儀兵衛殿・次郎左衛門殿御扱下ハ最寄ニも御座候間、廻状先へ御廻可被下候、以上

(三六八一)

*開江村 ひらくえ村(茨城郡)。常葉組に属する。現水戸市開江。千波湖の西北、台地に位置する。

(三六八—二)

乍恐以書付御訴申上候事

開江村

百姓伝七

年七十二

右之者、去ル十二日 御城下へ罷出候よしニ而、隣家清五郎与申者方江鳥渡立寄罷出候由ニ候へ共、何レも罷越候哉不相帰候付、隣家ハ勿論村内一同相尋申候処、今以更ニ行衛相知不申候、尤独身者ニ而、其節之着類等駢与相知兼候ニ付、面体等左ニ奉上候

- 一、丸顔之方 一、額抜キ上ケ候方 一、中成リ
- 一、白毛半分余

右之通、相糺書上申候、独身者ニ而着類ハ相分兼候間、書上不申候、右之段御訴奉申上候、仍如件

文化六年巳四月

右村

庄屋

富衛門 印

与頭 三人 印

御郡御奉行所様

(三六九—一)

以廻状得御意候、西本願寺より門徒共為教諭、使僧を以御領内致巡行候付、振流之儀御達有之候付、御役名ヲ以申出置候処、今日御達有之候者申出候趣至極尤ニ付、併末寺門徒江教諭致義迄御指留ニも難被遊候間、申出之通一円ニハ御指留難被遊候間、他宗之もの共ハ教諭不致候様ニと、寺社方へも御達ニ相成候旨、別紙御下御達御座候処、於役所も鄉村触不致候ハ、他宗之もの指留不行届義も可有之哉与、別紙之通可相触存候、御覽御順達可被成候、以上

(三六九—一)

*巡行 じゅんこう。方々をめぐり歩くこと。

四月五日

九郡宛

藤田次郎左衛門

(三六九―二)

以書付申触候

西本願寺より門徒共為教諭、使僧ヲ以御領内巡郷いたし、宗意法儀引立候由、尤年二一度ツ、相廻候由ニ候処、万一心得違ヲ以西派門徒之外、東派并他宗之もの共迄教諭致候而者甚故障も有之、決而不相成候事ニ候条、村役人共方ニ而遂吟味、東派并他宗之者不為立入様取扱、右使僧相廻候時々東派并他宗之もの不立入様証文可指出候、若心得違を以東派并他宗之者共之内、右席ニ罷出候旨脇より於相聞ハ、当人者不及申村役人共迄越度申付候条、此旨小百姓共へ兼而可申達置候、見届刻付順達、留村より序ニ御役所へ可返候、以上

四月

藤田次郎左衛門

(三六九―三)

西本願寺門徒教諭之儀、別紙之通申来候条宜御取計可被有之候、以上

三月廿七日

赤林八郎左衛門

小原忠次郎様

本願寺より申来候別紙并教諭御指留被下候様御役名ヲ以申上候面、前九十三枚目ニアリ、爰二略ス

西本願寺より門徒為教諭、使僧ヲ以御領内致巡郷候二付、兼而御触流有之候様、御門主より御届有之候二付、其旨相達置候処、西派門徒之外不致教諭義ハ勿論ニ候得共、万一心得違、他宗之者共迄致教諭候而者甚故障も有之、決而不相成事ニ候条、左趣門末へも吃与可被相達置事

(三六九―二)

*西派 には。浄土真宗十派の一つ。京都西本願寺を本山とする一派。本願寺派。

*東派 京都東本願寺を本山とする一派。大谷派。慶長七年徳川家康より寺地を寄進された教如が東本願寺を起こし、本願寺は東西に分裂した。

五月十日帰御用

一、石切職人位付不相分候間、書付ヲ以指出候様ニと御勘定所申聞有之候由ニ而、手札ヲ以申聞候由之事

一、会瀬・川尻両村御制札場御普請手形今渡与可相直よしニ而、付札ヲ以手形相下り候事

一、駅介郷目論之儀、前振も可有之哉、尚亦故障等も有之間敷哉、今一応了簡之上申出候様ニと、一

卷御下御達候由事

一、*水木・折笠^{*}兩御陣屋外垣大破ニ付、御修覆致候様ニと御達候由事

一、南酒出村出立帰り直三郎、御町牢へ引渡候儀、左之通御達有之由之事

一、弁納金、別留之通催促申来候由之事

一、紅葉より鏢式貫百拾九文、向山常福寺へ相返シ呉候様、前留之通申来候由之事

一、南酒出村立帰直三郎、御町牢へ引渡候事

一、石切職人位付不相分候間、書付ニ而御差出候事

以書付致啓達候、扱下西宮村里川筋川除近々田打候処、御扱下村々へ相障候場所も有之由ニ而、委細先達而御咄之趣も御座候ニ付、此間麦^{*}作見分^{*}之節、其度中為打候田渡村地内之分見分致候処、成程川中へ出張候様相見候得共、双方田渡土地ニ而、右村へも熟談之上打候由、其上東ノ方ハ出河原ニ有之、右河原押拔候得ハ却而川向宜可相成様相見、故障も有之間敷被存候処、もし一兩年以前打候幡^{*}村境之儀ニ可有之哉、何レ別々ニ見分書面ニ而御懸合候而者行届兼、尚互ニ村方申分も有之候義と相見候へハ、御同様調役成共指出、一同見分相談之上、為相極候方可然哉、尚御了簡之上、外ニ思召も無御座候ハ、調役御指出之日限被仰聞候様致度、御相談可被成候、此段得御意候、以上

五月四日

入江忠八郎

*水木御陣屋 みずきごじんや。正保二年に沿岸の水戸藩領内海防配備

の一環で、多賀郡水木村に異国船番所が設置された。文化五年には海防配備拡充政策により、大砲が備えられるようになった。

*折笠御陣屋 文化五年に多賀郡折笠村御番山に設置された海防陣屋。

*麦作見分 麦の出来高を役人が立ち合つて取り調べる事。水戸藩では四月に村々の麦作見分を行なつた。

*幡村 はた村（久慈郡）。石神組に属する。現常陸太田市。里川と茂宮川に挟まれた台地上に位置する。

加藤孫三郎様

(三七二一)

以書付致啓達候、南酒出村出立掃直三郎と申者、御町牢へ引渡可申旨、御奉行衆より御達御座候間、定メ而御役所へも御断相廻候事と存候、仍而者来ル十八日九ツ時引渡候様致度候間、請取之御支配へ御指出被下候様致度、此段及御懸ケ合候間否可被仰聞候、以上

五月十五日

加藤孫三郎

雨宮又衛門様

(三七二二)

以廻状得御意候、押之者配符仕出候儀ニ付、別紙之通得御意候所、皆様御存寄も無之候付、今日御奉行衆へ申出候事ニ御座候、御留ニ相廻候条、御覽御順達可被成候、以上

四月廿九日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(三七二三)

以廻状得御意候、扱下長岡村へ罷出居候押之者へ、此方押より御用状尅通指遣候間、相届候様ニと御徒目附より文通御座候処、是迄押之者配符遣候儀、前例不相見候付、御徒目附より遣シニ致度旨、支配ヲ以御目附方へ申出候所、前例遣候儀も有之処御用無之間、近頃不遣候得共前例ニ有之候間、仕出候様ニと申聞有之候所、其節長岡村役人罷出候付先ツ相渡候処、御目付方申聞ニ而者、前例之振りニ御座候処、縦前例ニ有之候共、押之者配符遣候儀ハ相止申度存候、尤右之趣、御目附方へ申出候而者、承知無之候事与相見候間、別紙之通御奉行衆へ可申出哉与及御相談候、思召之程御付札ニ而御順達可被成候、以上

三月十二日

藤田次郎左衛門

九郡宛

尚々、前振も御ざ候ハ、可被仰下候、以上

(三七三一一三)

去月二日、御目附方押之者方より、浜田扱下長岡村江罷出居候押へ御用状可相届候旨、御徒目附より次郎左衛門方へ申遣候処、是迄押之者配符遣候儀、前例不相見候二付、御徒目附より之配符二致度旨、同人支配ヲ以御目附方江申出候所、前例押配符遣候儀も有之候間、相届候様二と申聞有之候処、其節長岡村役人罷出居候付、先ツ相渡遣候処、前例御座候共、押之ものより指出候配符相届候儀如何敷、且ハ配符数も多罷成候而村々傷二も相成候間、押之者配符遣候儀以来相止、御用向御徒目附より相達候様仕度奉存候、仍而此段奉伺候、以上

四月廿九日

御郡奉行共

(三七三一一四)

御付札

去ル十四日ニも、^{*島}しま村庄屋へ押之者より配符仕出候儀申遣候処、已前次郎左衛門殿より御問合之所、前振リニ有之趣ニ付、此度ハ先ツ仕出させ申候所、何様如何敷事ニ御座候間、已来相止候様申出度、御同心ニ御座候、以上

三月

忠次郎

(三七三一一五)

押之者配符仕出候儀相止候様御申出、御同心ニ御座候

三月廿三日

小宮山次郎衛門

(三七三一一四)

*島村 久慈郡島村。大里組に属する。現常陸太田市島町。山田川下流の平野部に位置する。

(三七三—六)

押之者配符仕出候儀相止申度筋御申出、御同心ニ御座候、留ニも不致候間御決着得、亦々可被仰下候、以上

四月

入江忠八郎

(三七三—七)

押之者配符遣候儀相止度段申出候儀、御廻状致拜見候所、次郎左衛門殿御存意へ御同心御座候、尚庄五郎殿・孫三郎殿御役所へ可有之候と、留ニも不致相廻候間、御決着之節御廻可被下候、以上

四月十二日

幸八郎

(三七三—八)

御同心ニ御座候

四月

孫三郎

(三七四)

御書付致拜見候、御扱下之者、旧冬博突いたし候而町方へ引張有之、刑当前日日限御申出候様御達御座候ニ付、得御意候所、被仰下候趣承知仕候、此方ニ而も評儀いたし候事ニ御座候、右ハ小原へ御達ニ御座候処、相分り不申候間、御奉行衆御問返し可申与談候処、被仰下候通、額田村久三郎之事者了簡仕、一卜通りニ得御意候事御座候、右之者之刑之儀候ハ、御申出差出候様可仕候、若シ外之もの之儀候ハ、其節可得御意候、右御答得御意度、如斯ニ御座候、以上

五月十日

松平権蔵

山口直次郎

加藤孫三郎様

(三七五)

以廻状得御意候、然ハ愚母儀、去月晦日死去致候二付、定式之忌引罷在候間、諸御用之儀者権蔵殿へ御申合いたし御奉行衆へも申出候間、御用向右御心得二付可被仰聞候、乍御世話御覽御順達可被下候、以上

五月四日

白石又衛門

九郡并見習衆宛

(三七六)

昨十日夜、妻安産、次男致出生候二付、定式之通り産穢相引申候、此段御届申候、以上

五月十一日

加藤孫三郎

御目附様中

(三七七)

以廻状得御意候、昨十日夜、妻安産候処、次男致出生候二付、此段為御知得御意候条、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

五月十一日

加藤孫三郎

九郡并見習衆宛

(三七八)

御書付致拜見候、南酒出村立帰直三郎、御町牢へ引渡候儀、御奉行衆より御達二付、来ル十八日御引渡被成候間、請取之支配指出可申旨、御懸ケ合之趣致承知候、以上

五月十五日

猪飼伝衛門

加藤孫三郎様

尚々、月番故拙者より御懸合および候、以上

(三七九)

一、

塙左一兵衛

是者、米五石取より米七石ニ繰上ケ、外役ニ申付候

一、

柏弥兵衛

是者、金五兩取より米五石ニ繰上ケ申候

一、

酒葉与三郎

是者、金五兩式人御扶持ニ而、請払方より御入人内役手代ニ申付候

右ハ、元支配石川源左衛門御看方手代へ御入人被仰付候、右跡へ伺相済前書之通繰上ケ等、去ル十八日申付候、此段為御知得御意候条、乍御世話御順覽可被下候、以上

四月

白石又衛門

九郡并見習中宛

(三八〇一)

御材木運送(質)ちん、上より被下候儀ニ付、先日御寄り合之節、別紙之通為相目論、皆様御承知二者御座候得共、御留ニも可被成哉与則御廻申候条、御順覽可被成候、以上

四月廿五日

小原忠次郎

九郡宛

(三八〇二)

諸御普請御用御材木取、近年御見合も無之多分之儀ニ而運送之村方甚難儀仕、就中常葉・浜田両扱之

儀ハ尚以相傷候ニ付、諸入用 上より被下置候様仕度段、委細追々奉伺候趣も御ざ候処、御国役之儀ニ付不得止事筋ニ付、難相濟旨御達有之、亦々申上候段恐入奉存候得共、右日雇錢之儀ハ此度 御帰国ニ付、御入用金之儀郷相傷候砌ニハ御座候得共、外ニ御入用共相違仕候ニ付、御領中之もの共御国恩相弁存之外金高も出来、其上指上切りニ仕度旨、願出候金高も御座候間、右指上金御取請被遊、右之内ニ而被下置候ハ、尚以御仁慈へも相当仕、人歩御厭被下置候詮も御座候間、今一応御了簡被成下件之通相濟候様仕度、此段一同奉願候、以上

四月

御郡奉行共

(三八一一)

他所出致居り候者共、人別不相除、やはり村方人別ニ組入置候而者如何ニ可有之哉之旨、御奉行衆より忠次郎殿へ御尋ニ付、是迄迎も早速除候儀ニハ無之、つるし人別等之名目も有之候、尤不覚語者等ハ帳外願も有之候□不除と相成候而者指支候段、御答被成候由之処、同役相談之上申出候様ニと、亦々御口達御座候間、此段得御意候条御存寄御付札ニ而可被仰聞候、御覽御順達可被成候、以上

四月十五日

藤田次郎左衛門

岡野庄五郎様 小原忠次郎様 増子幸八郎様

入江忠八郎様 加藤孫三郎様

(三八一二)

於拙者御召答候通ニ而、外ニ存意も無之、尤一円不除候様ニ候者、御同様相成兼候儀与奉存候、勿論是迄迎も他所出候次第ニより、村役人共申出指扣置候類ハ、つるし人別等ニも不致居置候儀も有之由相聞候へハ、右之振リヲも御心得ニ御申出致度存候、以上

忠次郎

(三八一—三)

他所出之者人別不除居置候儀、忠次郎殿思召御同心ニ御座候、宜敷御申出致度候、以上

四月晦日

忠八郎

(三八一—四)

御廻状之趣御同心ニ御座候、よろしく御申出ニ致度存候、以上

五月四日

庄五郎

(三八一—五)

御廻状之趣拝見仕候處、御同心ニ御座候、以上

五月十一日

幸八郎

(三八一—六)

御廻状之趣御同心ニ御座候、宜御取扱可被下候、以上

五月十七日

孫三郎

(三八二)

以書附致啓達候、川尻前宝幢寺浄観、此節爰元へ罷越候付、折笠村俗縁之者方へ早速引取候様御達致度旨、此間及御懸合ニ候處、則御達有之候由、御返書持参之上、浄観伯父右村五郎左衛門与申者、去ル九日役所へ罷出候付、其旨杉山宝鏡院へ相達、浄観儀同日無滞為引渡候事ニ御座候、扱亦先達而右俗縁之者へ引取候、已来ハ右僧実父藤次平と申者方へ指置候由之処、当三日ニも可有之哉、日限駢与不相分候由ニ候得共、家内之もの留主ヲ見合、浄観儀昼中ニ忍出候との趣、前頭五郎左衛門申聞ニ御座候所、乱症之者右等等閑ニ扱置候而者、此上及度々忍出、万一於出先如何様変事および申間敷物ニ

も無之、既ニ此度浄観儀杉山へ不罷越候已前、重キ御役方御屋敷へ参り口上申述候振も有之候、尤為指義ニハ無之様相聞候間、先ツ夫成ニ而相濟候得共、旨儀ニより候而者御苦難出来候程も難計候条、已後ハ屹与檻へ入置、時々心ヲ付候様、俗縁之者共得与御達置ニ致度、此段旁及御懸ケ候、以上

五月十四日

松本七郎衛門

加藤孫三郎様

(三八三)

御書付致拜見候、此度備中守殿別高島名村百姓・御扱下高原村之者一同致博奕候付取扱振之儀、委細被仰聞致承知候、御存意之通別高之者共刑当振、此方ニ而目論遣候儀ハ、御奉行衆より別高へ御達も無之候而者承知致間敷候、尚亦先達而御達之振ニ而者、別々ニ穿鑿致候ニ限り候様ニも候所、穿鑿之義者、双方申口異同有之候節ハ対決ヲも為致候儀有之候事ニ候間、品ニより此方へ呼出、穿鑿ヲも致度候、仍而左之通相極度存候

一、別高之拘り穿鑿物有之節ハ、別高ニ而穿鑿之上、口書此方へ相廻、此方之者申口与異同無之候ハ、別高へ相談ニ不及、此方ニ而別高之者ハ呼出、刑申渡取計候事

但、別高之者申口与、此方之者申口異同有之候ハ、品ニより別高之者此方へ呼出、吟味之上、本文之通可取計事

付札ハ

刑申渡ハ別高へ相廻為取計候而も可然候処、左候而者彼是刑之輕重等察当も有之節ハ如何敷候ニ付、本文之通相極度候

右之通相極申度候、御同御役所与ハ次第も違候間、別^{段々}相談ニハおよひ間敷様存候、尚亦此方ニ而刑目論候迄別高へ及相談、別高より彼是と察当有之候様成義出来候而者、郡奉行所之甲斐も無之如何敷様存候間、前件之趣ヲ以御奉行衆へ申出、別高へも御達ニ相成候様致度存候、尤別高之刑当迄、此方ニ而取扱候儀如何敷様、於御筋ニ御了簡も御ざ候ハ、別高へ拘り候儀ハ輕キ事たり共、御筋伺之上

相極候様ニも仕度存候、尤左様相成候へハ、先伺之旨意ニも余リ相違も無之様ニ御座候、尚よろしく御了簡之上可被仰聞候、以上

五月十二日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

尚々、此間中麦作見分郷出ニ而御報延引致候、尤当月月番ハ常わ組ニ候処、是亦郷出ニ而、昨日迄ニ相仕舞申候故、相談も不□□延引致候、以上

(三八四)

覚

小沢村出之者老入、御領中御構、鶯子扱候内御定之場所へ御追放被仰付候間、右請取候手代明後十八日牢屋敷へ指出候様、藤田次郎左衛門方へ御断可被下候、尤刻限等之儀ハ役所より申合候様可仕候、以上

五月十六日

御町方

(三八五)

御書付致拜見候、近日輕暑罷成候処、弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、然ハ小沢村内御知行御取納辻不納も御座候由ニ而、先日委細被仰下候趣致承知、村方へも為相達候間、只今程ハ御知行取扱人御屋敷へ罷出候儀と奉存候、仍而此段可及貴答如斯御座候、以上

五月十九日

加藤孫三郎

佐野孫兵衛様

(三八六)

以廻状得御意候、滑川村儀之衛門等婚禮之真似いたし手疵負候一件、前振刑当御札之義委細ニ而者得

御意候へキ、然る処拘り之者長々入獄申付置候事ニも有之候付、近ク御奉行衆へ申出候様致度御ざ候間、右思召ヲ以先廻状廻り居候、御役所ニ而ハ何卒早く御廻被下候様致度御ざ候、以上

五月廿日

加藤孫三郎

小宮山次郎衛門様 石川儀兵衛様

小原忠次郎様 藤田次郎左衛門様

(三八七)

御書付致拜見候、村々御褒美等御慰勞被下候もの、公儀書出之儀御達之上、先年より天明八申年迄之分ハ、前々御書出ニ相成候処、又々此度右以来之分書出候義御達有之候由ニ而、水府御同役様より御申聞御座候処、御引訳以前之分ハ、元松岡御役所御用留之面より御書拔御廻ニ相成候様との義、水府より御運御座候よしニ而、則天明八申年已来之分忝冊、尚又寛政元酉年御書出シニ相成候分ヲも為心得、御書拔都合式冊御廻被下慎落手いたし、右御答迄早々如此御座候、以上

五月十八日

島村孫衛門

加藤孫三郎様

尚々、御扱下友部村権現山ニ而博奕一件、島名村忠三郎加り候趣御文通ニ付、早速穿鑿ニ為相掛候所、右博奕加り候もの名前両三人忠三郎申口ニ付、先日口書相添其段得貴意候得共、定而御落手被成候義とハ存候得とも、御答も無御座候間、乍序此段得御意候、以上

(三八八)

御書付致拜見候、里川筋川除御普請之儀ニ付、先達而御咄申候儀御座候付、此間違作御見分之節御見分被成候由ニ付、具ニ被仰聞御同様調役指出、見分之上為相極候方可然と思召候旨、是又御尤ニ存候間、茅根辺より幡迄之川筋之内ニハ、役所ニ而致川除候分ニも出張過之分可有之哉も難計候条、得卜見分為致熟談之上、不宜分ヲハ為相直候様致度存候、且又調役指出シ日限可得御意候間被仰聞候所、

(三八七)

*水府 すいふ。水戸の異称。

於役所ニハ何時ニ而も指出候得共、当時ハ農事最中ニ而村役人共ハ少々たり共隙為取候儀ニ候間、指延当月末方より来月迄之内、村々手透ニ趣候節ヲ御見合ニ而ハ如何可有之御座候哉、右ニ付思召も無御座候ハ、御役所御くり合ニ而日限御定被仰聞次第、於役所ニハ其節調役指合候ハ、手付指出候様可致と此段乍御報得御意候、以上

五月

入江忠八郎様

加藤孫三郎

(三八九)

覚

一、鏝三貫文

石名坂村

庄屋

源左衛門

此者、明和八卯より安永五申迄六ヶ年組頭役相勤、同年より当巳迄參拾四ヶ年庄屋役相勤、兩役ニ而ハ、都合參拾九ヶ年罷成、其上寛政十二申より享和二戌迄三ヶ年手綱^綱村兼帶庄屋ヲも相勤、年来致大儀候ニ付、御褒美為取申上度奉存候

一、鏝三貫五百文

石神内宿村

御山守

太郎左衛門

此もの、安永三午より当巳迄三拾六ヶ年御山守役心ヲ用相勤、出精仕候処、及極老退役相願候間、御褒美為取候而為相休申度奉存候

一、鏝三貫五百文

小目村

組頭

七衛門

此もの、寛政元酉より当巳迄廿老ケ年組頭役相勤、諸御用向キ心ヲ相用、別而田方地坪相寛候ニ付、年々野先へ罷出、外組頭ともへも指図いたし骨折候得共、老年之上病身ニ罷成退役相願候間、右同断

メ總六貫文

金ニメ三分式朱總百八文 但、金壹分ニ付總壹貫六百八十文時相場

右之もの共、年来御用向出精相勤候付、村役人御褒美を元利金之内より請取候而為取申度奉存候間、御役金方へも御達被下候様仕度奉存候、以上

五月

加藤孫三郎

(三九〇)

覚

一、金貳両

高原村

兵三郎

是ハ、旅人残し置候小兒へ添、右之ものへ被下候様仕度奉存候

右之もの儀、当正月中夫婦ニも可有之哉、男女兩人ニ而三才計之娘連、右之女病氣之由ニ而途中ニ相休居候所、罷通無抛被致無心牽參候馬へ為乗、宿元へ連參留置候得ハ、男ハ何レへ哉罷出候跡ニ而、女之病氣次第ニ不宜、終ニ相果候得共、件之男行衛も不相知候ニ付、小兒ヲハ村方へ預置候段、先達而委細申上候置通ニ御座候所、右小兒外ニハ引請候もの無之候間、兵三郎ニ役介為致置候ゆへ、暫手ニ付不便ニ有之、脇合へ遣候儀ハ氣之毒ニ候間、困窮之身柄難渋ニハ御座候へ共、此上引請養育可仕旨願出候所、最早程過候へハ立去候男取返ニ罷越候儀も在之間敷候条、願之通被下候様可仕哉、勿論困窮人ニ是迄役介為仕置候上、行々養育之入目も相掛候儀ニ御座候間、前書之金子小兒へ添被下候様仕度奉存候間、早速御了簡被下候様仕度、此段奉伺候、以上

五月

加藤孫三郎

(三九一)

水木・折笠御先手方詰所外垣大破二付、御修覆致候様御達御座候二付、支配郷出之砌見分為仕候処、左程大破と申二も無之、殊盛農之砌二御座候間、農後二御修覆二而も可然趣申出候間、植付相濟候迄指延候様可仕奉存候、扱亦右両所御修覆等之義ハ御普請方取扱二御座候得共、此度ハ御達も御座候間、役所二而手入可為仕候得共、以来ハ右役所へ御達被下候様仕度、此段かた／＼申上候、以上

五月

加藤孫三郎

(三九二)

覚

大里御郡下

南酒出村出

猶三郎

右之者、今十八日御町牢屋敷へ引渡相濟候、仍此段為御知申上候、以上

五月十八日

加藤孫三郎

(三九三)

額田村預申付置候同村幾介・同人倅与三郎并主人伊兵衛へ預候越後出弥四郎、預御免二候条其旨御心得御申達可被有之候、以上

五月廿日

興津所左衛門

加藤孫三郎様

右、一卜通及御答候事

(三九四)

以書付致啓達候、然者御相談申候御用も罷溜り候付、来ル廿五日御出府之節、御寄合申度存候間、手付并調役之内老人御召連被成候様ニと存候、此段得御意候、以上

五月廿日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎

加藤孫三郎様

(三九五)

以書付致啓達候、御扱下額田村久三郎下町ニ芝居有之節致博奕候所、其節扱下中石崎村久吉儀加り候旨申述候付、先達而口書御廻被御聞候振御座候所、其節久吉留主ニ付、只今迄久吉糺致延引候所、此度久吉罷帰候旨申出候付相糺候所、額田村久三郎申口へ引合申度候間、口書御廻ニ致度及御懸合候、以上

五月十八日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

尚々、久三郎刑申渡書ヲも御廻可被下候、以上
右、一ト通り及返書、口書并刑申渡書拔相廻候事

(三九六一)

乍恐以書付奉御訴候

乞食体道^{*}心

右之者、去月廿七日、村方ニ而病氣付候ニ付奉御訴候所、養生いたし候様御達御座候間、養生致指置候所、今十九日朝死亡仕候間奉御訴候

文化六年巳五月

大橋村

(三九六一)

^{*}道心 どうしん。一三歳〜一五歳
以上で仏道に入った者。または仏道
に帰依した在家の修行者のこと。

御郡御奉行所様

(三九六一二)

死骸改書

一、病死入

但、惣身無疵着類花色無地古袷手拭帶

所持之品

一、数珠壺ツ 一、袈裟壺ツ

メ式品

右、我々共御案内仕御改申請候所、相違無御座候、以上

文化六年巳五月

庄屋

弥一衛門

与頭

久衛門

作衛門

祐介

乞食体道心

壺人

年六拾才余

大橋村

庄屋

弥市衛門

与頭

久衛門

〃 作衛門

〃 祐介

石神御郡方

改人 原市大夫 印

(三九七)

去月廿七日、扱下大橋村地内二年頃六十位之乞食体男病伏居候趣申出候付、村方へ屹ト申付薬用為仕指置候所、去ル十九日朝相果候旨訴出候間、早速支配さし出為相糺候所、疑心之筋何ニ而も相聞不申、尤生所ハ仙台領荒台村喜代重と申ものニ候所、髮結致渡世及老年自己ニ刺候故、往來証文所持不仕候旨申述候由ニ候得共、右領之者と睨ト相分候儀共不相聞候間、土中仮埋申付、此上立札為致候様可仕奉存候、仍而別紙村訴并死骸改書指添此段申上候、以上

五月

加藤孫三郎

(三九八)

覚

手代

広瀬重左衛門

右、去ル四日上使之節、吉田村へ御道筋掃除人足指引ニ指出申候所、支度物入も御座候得共指懸リ候儀故、先ツ御用向ヲバ為相勤候へ共、小給之者ニ而指支候趣ニ御座候間、何卒当已御切米金之内拝借相濟候様仕度此段奉願候、以上

五月

加藤孫三郎

(三九九―一)

覚

(三九七)

*往來証文 おうらいしようもん。往來手形と同じ。諸国の神社仏閣など、霊場巡拝のためや商用の都合で遠国へ旅行する場合、菩提寺または村役所で発行してもらった証文のこと。

(三九八)

*吉田村 よしだ村（茨城郡）。浜田組に属する。現水戸市元吉田・朝日・宮内・元台町付近。千波湖畔東南の台地上に位置して水戸城下の南に位置する。甘瓜が産物で、村の枙稗貯蔵があった。

金三拾兩宛 水木 兩村
折笠

右兩村江海防為御手当御先手物頭中并同心詰所去春中相建候所、俄之御普請二付、手代・御目付方下役等兩所江詰切居人足大勢召仕、職人等ハ夜中も召仕候二付、夜番内夫等迄に者四百人余ツ、相掛リ、且御普請手代等御加扶持ハ手形渡リニ相成候得共、野菜代等ハ村定之割ヲ以指錢へ相掛ケ候二付、御普請中日數四十日余之掛リ錢、夜番内夫・人足代等迄ニハ、莫大之掛リニ御座候上、打続雨洩等少分之御修覆人足入目等ハ都而右兩村より指出、尚又物頭中更代之度毎召仕候人馬配符持送り、人歩ヲわけ候而ハ夥敷、其外小間遣等書面ニ難頭シ、諸人足も不少カラ由、御国役之儀ニ而不得止事トハ申なから、御陣屋相建候故ヲ以、全兩村計之傷ニ罷成候儀も有之、勿論水木村ハ与力・郷士等為御詰ニ相成候節より、過分之人馬等召仕、臨時之諸掛リ多分ニ而相傷候由、則人馬遣高仕出帳ヲ添、一村毎ニ夫金雜石御免等之願、別紙之通申出候所、何レも極窮之村方故、前々より拔高二而御取下、夫金雜石等數年御免ニ相成居、既年季切替之度毎ニも申上候通、懷合難渋之村々ニ御座候得ハ、臨時之傷無之候而も手ヲ入不申候得ハ、取統之程安心不仕、尚此先キ共ニ御陣屋ニ付、人馬之入用兩村ニ而ハ難通義と奉存候得ハ、是非一廉之御救相伺不申候而ハ、難相成御儀ニ御座候所、土地方江拘リ候御救ニ而ハ永ク引張、則付札ニ入御覽候通、兩村ニ而ハ一ケ年ニ三拾八兩壹分余之金高二御座候得ハ、年ヲ積候上ニハ格別之御不益も相立申候間、前書被下金相目論奉伺候、御仁惠之御儀ヲ以、伺之通御濟口ニ罷成候得ハ、修法立茂為仕、此先キ歩役等之費ヲ補、永ク取統候基ニ為仕、御陣屋向御用人馬等憂無之様為仕度奉存候間、何卒伺之通被下金相濟候様仕度、村願等一卷指出入御覽、此段奉伺候、以上

五月

加藤孫三郎

水木村

外四拾八石壹斗貳升七合 是迄御免之分

高四百九拾八石三斗壹升八合 夫金掛リ高

(三九九一)

*先手物頭 さきてものがしら。弓組、鉄砲組などを率いる長。

*夜番内夫 よばないふ。村から出されて夜の勤番で内部で召し使う夫のこと。

一、金九兩三分本八百六拾五文 夫金出辻
外四拾八石壹斗貳升七合 是迄御免之分

畠三百六拾八石七斗貳升六合 三雜石掛ル分畠高

右江付札 一、金拾壹兩三分本八百七文 三雜石元直段金納直段指引差分出辻

貳口ノ金貳拾壹兩三分本六百七拾貳文

折笠村

外五拾九石貳斗六合 是迄御免之分

高四百五拾石七斗五升三合 夫金掛リ高

一、金九兩本六拾文 夫金出辻

外貳拾五石三斗五升四合 是迄御免之分

畠貳百貳拾九石六斗七合 三雜石掛ル分畠高

一、金七兩壹分本七百七拾文 三雜石元直段金納直段指引差分出辻

貳口ノ金拾六兩壹分本八百三拾文

兩村分ノ

ノ金三拾八兩壹分本五百貳文

(三九九―二)

乍恐書付ヲ以奉願上候事

海防為御用御役人様方、去々卯六月中より当村江御更代有之、尚又去辰正月中より御陣屋新ニ御建被遊候ニ付而ハ、昼夜とも之御普請ニ御座候付、夜番并御入用之人足、随而諸職人遠近共ニ泊リ相成候所、御扶持米之儀ハ御上様より被下置候得共、木錢等ハ村方より宿々江相渡シ候分、大圓四百人余も有之、其外御普請方御立合様御老人三拾組老人御目付方共ニハ都合御三人、日数四十日余之御逗留、其上雨洩御手入之節も右同様度毎ニ手伝人足、御役人様方御更代之節も、人馬外御役人様方折々御見

分御用御配符持等ハ数拾人、都而居村より計指出シ申候、扱又庄屋元ニ而御宿仕候分ハ、前々より打切ニ御座候付、乍臨時も村指錢へは壹錢も指出不申候得とも、前件之通見合有之御入用之人足、村方より計指出申候ニ付、多クハ村廻リ捨テニ仕、重立候人足計村定之代鏝ヲ以為取申候所、相傷候儀ハ格別之儀ニ御座候、仍而御入用之人馬仕出指添奉御高覽候、当村之儀ハ浜方と申内、諸漁薄ク御田地而已ニ御座候所、田畠共ニ麓土地、殊ニ山合ニ而荒地多ク、御百姓困窮仕候付、先達而御訴訟奉申上候所、重キ御仁恵ヲ以夫々ニ御赦被下候所、前ニ申上候通仕合ニ御座候得ハ、此上村役人とも取扱ニも甚指支申候儀ニ御座候、仍而御時節からヲも不奉願奉願上候儀、重々奉恐入候得共、御陣屋御詰之御年限中、雜石夫金他村人馬役丸御免被成下置候様奉願上申候、御慈悲之御了簡ヲ以被為聞、右訳願之通御濟口被仰付被下置候ハ、村役人共ハ不及申上、惣百姓一同難有仕合ニ奉存候、仍而如件

文化六年巳二月

水木村

庄屋

善次

組頭

瀬兵衛

重次兵衛

善五郎

三郎衛門

御郡御奉行所様

(三九九―三)

乍恐以書付奉願上候事

当村江去辰正月中より、御陣屋新夕ニ御建被遊候、付而ハ昼夜共ニ御普請ニ御座候付、夜番并御入用之人足随而諸職人遠近共ニ泊リニ相成候所、御扶持米之儀ハ、御上様より被下置候得共、木錢等之儀

ハ村方より宿々江相渡候分、大凶四百人余も有之、其外御普請方御立合様御老人・三十人組老人・御目方御老人、都合御三人日数四十日余御逗留、其上雨洩御手入之節、右同様度毎ニ手伝人足、御役人様方御交代之節人馬、外ニ御役人様方折々御見分御用御配符持数拾人、都而居村より計指出申候、扱又庄屋元ニ御屋(箱)と仕候分ハ打切ニ御座候付、臨時なからも村指銭へハ指出不申候所、前件之通見合有之御入用之人足、村方より計指出申候ニ付、諸人馬掛り等過分に相成、格別ニ村内相傷候儀ニ御座候、仍而御入用人馬仕出指添奉高覽候、当村之儀ハ浜方とハ申ながら、漁船等も無之、御田地而已ニ而御座候所、田畑共ニ荒地多く、殊ニ山合ニ而百姓困窮仕候付、先達而より重キ御仁恵ヲ以、夫々ニ御赦被下置候所、前ニ申上候通之仕合ニ御座候得ハ、此上村役人取扱ニも甚指支、難渋仕候儀ニ御座候、仍而御時節柄ヲも不奉顧奉願上候儀ハ、重々奉恐入候得共、御陣屋御詰之御年限中、雑石夫金他所人馬役并通御配符継送歩行夫継丸御免被成下置候様奉願上候、何卒御仁悲之御了簡ヲ以、前書御願之通御濟口被仰付被下置候ハ、村役人共ハ不及申上惣百姓一同難有仕合奉存候、仍而如件

文化六年巳二月

折笠村

庄屋

彦衛門

組頭

源次兵衛

〃 午三郎

御郡御奉行所様

(三九九一四)

水木村

三百三拾五人

職人泊り

八拾六人

御普請方御泊り

三百五拾式人 内夫 百式人 人足

是ハ夜番茶番

式拾式人 歩行夫 七拾人 御配符持

七拾四疋 木出シ村次伝馬共

右、去辰正月より同十二月迄御入用人馬、前書之通ニ御座候、以上

巳二月

右村

庄屋

善次

組頭

四人名前前ニ在、略シ

(三九九一五)

折笠村

一、三百四拾人 職人泊リ 一、三百五拾六人 内夫

是ハ夜番茶番とも

一、八拾六人 御普請方御泊リ 一、百參拾式人 人足

一、式拾五人 歩行夫 一、馬五拾九匹 村次伝馬

右、去辰正月より同十二月迄御入用人馬、前書之通ニ御座候、以上

巳二月

右村

庄屋

彦衛門

組頭

式人

(四〇〇)

覚

額田村

百姓

久三郎

申渡書裁許、留二有、略ス

右之者、御奉行衆へ伺之上、去ル廿三日追放申付候間、申渡書懸御目申候、以上

五月

加藤孫三郎

御目付様中

御奉行衆御知セハ三枚めニ留置

(四〇一)

一、式人御扶持

役所見習

佐川与三郎

右、役所之儀ハ諸御用多ク支配相廻兼候ニ付、無拠 御在國中統ニ御雇手代御済被下候様仕度旨、

先達而委細ニ相伺候所、四月一ヶ月御済口ニも相成候上、当月ハ農事最中ニ而、郷出等も相成候丈ケ

ハ為指扣候時節故、有人ヲ以繰合為相勤居候得とも、追而農業片付次第、小割付・指銭等之改物ハ勿

論、諸御普請穿鑿等へも相掛候所、打続取込候ニ付相後候御用も数々在之候間、右等之仕拔為仕、殊

ニハ 御在国之御儀ニ御座候得ハ、臨時之御用も間々ニハ出来、支配手代如何様ニも相廻兼指支申候

間、右之者何卒来ル六月・七月両月御雇御済被下、諸御用向為相勤申度、此段奉伺候、以上

五月

加藤孫三郎

(四〇一)

*小割付 こわりつけ。村単位にきた予定貢租に基づき、その年の年貢負担額を百姓各人の持高などに応じ割り当てること。

(四〇二)

覚

小飛脚御中間式人*

右、内藤播磨守殿役人江被下物有之、伺之上書状湯長谷迄指遣候間、御中間頭江御断可被下候、尤日限之儀ハ私より申合候様可致候、仍而此段申出候、以上

五月廿六日

加藤孫三郎

(四〇二)

*小飛脚 こびきやく。信書、金銀、小貨物などの送達する使いや人夫をいう。

(四〇三)

内藤播磨守殿役人中江被下金鑑有之書状、湯長谷迄指遣候付、小飛脚、御中間御断御用人衆へ申出候間、定而相廻候半、仍而八来月二日役所江立寄書状并金鑑受取候様、御申付御座候様致度存候、以上

五月廿六日

加藤孫三郎

高畑武兵衛様

(四〇四)

五月廿三日

此者、去八月中本六町目平吉等一同、操芝居楽屋ニ而数度博奕仕、額田村

其外去二月中も浜田扱下於大場村、海老沢村吉蔵等四人ニ而博奕仕、百姓

夫而已ならず土浦馬市へ罷越候砌も、博奕へ相加り重々不届ニ付、久三郎

御城下御殿場相構居村追放

右之通、申渡候事

五月

加藤孫三郎

(四〇四)

*大場村 おおば村(茨城郡)。浜田組に属する。現水戸市大場町。

*海老沢村 えびさわ村(鹿島郡)。紅葉組に属する。現東茨城郡茨城町海老沢。澗沼の南西岸に位置する。

(四〇五)

覚

額田村